



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成:強制栽培期の砂糖生産地帯を中心に
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	経済學研究, 39(1), 8-39
Issue Date	1989-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31817
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(1)_P8-39.pdf



オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成

—— 強制裁培期の砂糖生産地帯を中心に ——

宮 本 謙 介

I. 問題の所在

はじめに本稿が対象とする19世紀中葉＝強制裁培期のジャワ農村経済史について、諸外国における近年の注目すべき研究を取り上げ、その論点整理を通して本稿の課題を限定しておく。

近年の研究動向として注目しておきたいものを大別すると、第一に、オンホッカム¹⁾ (Onghokham), ブレマン²⁾ (J. C. Breman) らによる伝統的＝観念的ジャワ農村社会像の克服をめざす研究があり、第二には、エルソン³⁾ (R.

Elson), アレキサンダー⁴⁾ (J. Alexander & P. Alexander), ナイト⁵⁾ (G. Knight), ホワイト⁶⁾ (B. White) らのギアツ (C. Geertz) 理論批判を全面に掲げる研究であり、そして第三には、ファッスール⁷⁾ (C. Fasseur), エルソンらの強制裁培制度に関する実証研究の前進が挙げられる。以上三つの研究動向は、実は密接に結び付いて相互に補完しあいながら展開しているものであるが、ここではあくまで便宜的に分類

Change in an East Java Residency 1830-1940, Singapore, 1984.

- 1) Onghokham, *The Residency of Madiun: Priyayi and Peasant in the Nineteenth Century*. Ph. D. Dissertation, Yale University, 1975. do., "Social Change in Madiun (East Java) during the Nineteenth Century: Taxes and their Influences on Land Holding" *Agro-Economic Survey*, Bogor, 1981.
- 2) Breman, J. C., "The Village on Java and the Early Colonial State", *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 9, No. 4, 1982. do., *Control of Land and Labour in Colonial Java*, Floris, 1983.
- 3) Elson, R. E., "The Impact of Government Sugar Cultivation in the Pasuruan Area, East Java, during the Cultivation System Period", *Review of Indonesian and Malayan Affairs*, Vol. 12, No. 1, 1978. do., "The Cultivation System and 'Agricultural Involution'", Monash University, Center of Southeast Asian Studies, Working Paper, No. 14, 1978. do., *Javanese Peasants and the Colonial Sugar Industry; Impact and*

- 4) Alexander, J and P. Alexander, "Labour Demands and the 'Involution' of Javanese Agriculture", *Social Analysis*, Vol. 3, 1979. do., "Shared Poverty as Ideology: Agrarian Relationships in Colonial Java", *Man*, Vol. 17, 1982.
- 5) Knight, G. R., "From Plantation to Padi-field: the Origins of the Nineteenth Century Transformation of Java's Sugar Industry", *Modern Asian Studies*, Vol. 14, No. 2, 1980. do., "Capitalism and Commodity Production in Java", in H. Alavi, et al. (eds.), *Capitalism and Colonial Production*, London, 1982.
- 6) White, B., "'Agricultural Involution' and its Critics: Twenty Years After", *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 15, no. 2, 1983.
- 7) Fasseur, C., *Kultuurstelsel en Kolonial Baten*. Leiden, 1975. do., "Organisatie en Sosiaal-Economische Betekenis van de Gouvernementeessuikerkultuur in Enkele Residenties op Java omstreeks 1850", *Bijdragen tot de Taal-, Land-, en Volkenkunde*, Vol. 133, 1977.

し、その代表的研究の論旨をまず要約してみよう。

オンホッカムとブレマンに共通する問題関心は、伝統的=観念的ジャワ農村社会像の克服をめざしている点にあると思われる。ここで言う伝統的観念とは、歴代のジャワ王国において、王の専制的権力（国家的土地所有と言う概念で集約されるような）の下に、無数の村落共同体が各々小宇宙を成して存在しており（中間支配者は単なる政府の役人と見なされる）、その村落共同体は「高度に自給的、閉鎖的で、相互扶助の下に生きる農民の同質的共同体」であって、かかる社会構造の基本は植民地時代に至っても不変であるとするような、「植民地期の文献に繰り返し現れる固定観念」⁸⁾（ブレマン）である。

オンホッカムは、マディウン（東部ジャワ）地方史を分析した学位論文において、マタラム王国から植民地国家への移行過程における階級関係の変容を課題のひとつとした（州の位置は図1を参照のこと、以下同様。）そしてマタラム時代以来、ジャワ農村社会には明確な階級関係が存在することを強調し、それが植民地国家への移行過程でどのように継承され、どのように変化したかを、在地首長層の諸権能の詳細な分析によって検討している。強制栽培制度に関する部分では、オランダは制度の終わりまで現地人首長層とは協調的であったと見る。在地首長層の頂点に立つブパティ=レヘントは、依然強大な権力をもって直接生産者から現物税や賦役を收取しており、中には大規模な所領を支配し、その領内で封土制⁹⁾（マタラ時代特有

の知行制）を展開するものもいた。オランダは、時にはブパティの税収取権の拡大すら認めることによって、強制栽培に伴う国家賦役（道路・橋・灌漑などの農業インフラ、オランダ人官吏の護衛など）の拡充を可能にした。制度がうまく進むか否かは、地方オランダ人官吏と現地人首長層の個人的関係に依存していたとも言う。また、農民層の分析では、マタラム時代から既にシケップ（Sikep）と呼ばれ個別的な土地保有権をもつ農民層（開村者の子孫と考えられる）と、そのシケップ=主人の保有地耕作や開墾の援助、賦役の代行などを行う隷属民（ムヌンパン等の呼称をもつ）との階層差が存在したと言う。植民地体制下に入って土地保有農民に対する賦役負担が強化されると、賦役負担者を増やすための土地共有化が進み、ムヌンパンにも部分的な土地保有が承認された。オンホッカムは、植民地体制の下でシケップ=ムヌンパンの農民関係にも一定の変質が生じたと見ており、「ムヌンパンを含めた全農民層の植民地国家への従属強化」¹⁰⁾が結論づけられているが、これは後述するように極めて重要な指摘である。

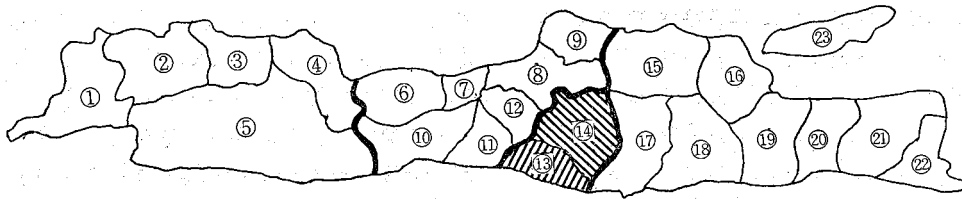
一方、チレボン（西部ジャワ）農村社会を素材としたブレマンも、オンホッカムとその問題関心を共有している。前植民地期・植民地初期（18世紀～19世紀前半）を分析対象とした論文では、前植民地期の在地社会においては、首長・領主（マタラム国家の下級官僚）と直接生産者の支配=隷属関係があくまで第一次的なものであったと言う。直接生産者は、在地の首長・領主との垂直的結合によって、その存在が規定されていたのであり、共同体的=地縁的な結合は二次的なものに過ぎなかったと見る。また植民地初期段階（本稿の対象とする時期）に至っても、旧首長層=在地有力者が尚隠然たる権力を握っており、植民地当局は強制栽培の労働力調達で彼らを利用せざるを得なかった。村落共同体としての結合は、租税・賦役の賦課単位と

8) Breman, J. C., "The Village on Java . . .", *op. cit.*, p. 189.

9) 封土制については、さしあたり拙稿「オランダ植民地支配とジャワ王侯領の農村社会」『研究論叢』（工学院大学）第25号、1987年、を参照。また、強制栽培期以前の農村社会の分析では注目すべき近業に、Carey, P., "Waiting for the 'Just King': The Agrarian World of South-Central Java from Giyanti (1755) to the Java War (1825-30)" *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986, がある。

10) Onghokham, *The Residency of Madiun*, *op. cit.*, pp. 202-203.

図1 ジャワの理事州(19世紀中葉)



西部ジャワ

- ① バンデン (Banten)
- ② バタビア (Batavia)
- ③ クラワン (Krawang)
- ④ チュリボン (Ceribon)
- ⑤ プリアンガン (Priangan)

中部ジャワ

- ⑥ トッガル (Tegal)
- ⑦ プカロンガン (Pekalongan)
- ⑧ スマラン (Semarang)
- ⑨ ヤバラ (Japara)
- ⑩ バニユマス (Banyumas)
- ⑪ バグレン (Bagelen)
- ⑫ ケドゥ (Kedu)

王侯領

- ⑬ ジョクジャカルタ (Jogjakarta)
- ⑭ スラカルタ (Surakarta)

東部ジャワ

- ⑮ レンバン (Rembang)
- ⑯ スラバヤ (Surabaya)
- ⑰ マディウン (Madiun)
- ⑱ クディリ (Kediri)
- ⑲ パスルアン (Pasuruan)
- ⑳ プロボリンゴ (Probolinggo)
- ㉑ ブスキ (Besuki)
- ㉒ バニユワンギ (Banyuwangi)
- ㉓ マドゥラ (Madura)

して、むしろ植民地化の深まりとともに徐々に強化されたと考える。また、村落内部においても農民層の明確な階層差が存在したとされ、当該期の農民は土地保有農民と土地なし農に二分される。前者の有力農民は、その経営内に土地なしの親族や非血縁の隷属民世帯、単身の農業労働者（ブジャン等の呼称をもつ）などがかかえる大家族構成をとっており、強制栽培期の土地共有化による両者の同化も限定的なもので、この階層差は根強く存続したと言う。

このように、オンホッカムやブレマンは、マタラム時代から植民地社会への移行期における在地の階級関係の連続と変容の諸側面を分析し、従来の超歴史的で偏見に満ちたジャワ社会認識を超えようとしている。

次に注目すべき研究の第二は、ギアツ批判の諸研究である。既に別稿¹¹⁾で指摘したように、

11) 拙稿「ギアツ理論と19世紀ジャワ経済史研究」『歴史学研究』第554号、1986年5月。他にギアツ理論をめぐる研究については次の文献も参考になる。加納啓良「ジャワ農村経済史研究の視座変換」『ア

近年のインドネシア（ジャワ）経済史研究は、クリフォード・ギアツが1963年に提起した「農業のインボリューション」論¹²⁾をめぐる、理論的にも実証的にも大きく前進してきたと言ってもよい。そして、歴史分析においても現状分析においても、今やギアツ批判の側に立つ研究が主流を成しているように思われる。以下では、ギアツ批判の歴史研究が提起している諸論点のうち、特に本稿が対象とする時期に拘わるものを要約的に紹介しておこう。

エルソン、アレキサンダー、ナイト、ホワイトらのギアツ批判は、ギアツがインボリューションな農村社会が構造化した時代として重視している19世紀中葉＝強制栽培期の砂糖栽培地帯の分析を通して行われ、ギアツ特有の「生態的共生」論と「貧困の共有」論に批判の矛先が

シア経済』第20巻第2号、1979年。White, B., "Agricultural Involution" , *op. cit.*

12) Geertz, C., *Agricultural Involution: the Process of Ecological Change in Indonesia*, Berkeley, 1963.

向けられている。詳細は旧稿に譲るが、「生態的共生」論批判では、ギアツが植民地当局による輸出向農産物生産（主に平野部水田での砂糖生産）と現地農民の自給生産（主に米作）の相互依存関係・共生関係を強調したのに対して、批判者たちは、輸出向農産物を極大化する生産体系に自給生産は生かされなかったとして、農法面からその競合関係を指摘した。またギアツが、自給農業の労働集約的な対応を「インボリューション」と言う概念で説明し、農民諸層が「高い社会的、経済的同質性を維持」したとする、周知のギアツ・テーゼ＝「貧困の共有」論を提示したのに対して、エルソンやナイトらは、「階層化した農村社会」と言う視点からギアツ的な同質的農村社会像の全面的否定を試みている。ここから重要な論点が派生することになるので、やや敷衍しておこう。

エルソン（東部ジャワ・パスルアン地方の研究）やナイト（中部ジャワ・プカロンガン地方の研究）は、19世紀初頭から強制栽培期にかけて、すでにジャワ農村には農民層の階層化が進展していた点を強調する。彼らによれば、強制栽培が強化された地方でも、土地を保有する賦役負担農民は、その経営内にかかえる下層農民（土地なし農民）に負担を転化するという対応をみせた。賦役負担者を増やすための土地共有化も全農民への均等分配ではなく、土地保有権をもつ中核農民を部分的に増加させたのみで、土地再分配はあくまで持分地の分配をうける農民間での調整にすぎなかったと見る（エルソン）。そして、強制栽培制度の末期には、下層農民の季節的賃労働者化が恒常的なものとなる。これは、砂糖生産の拡大に伴う米収量の減退、水田拡大の困難、裏作機会の縮小などで下層農民は農業のみには依存できなくなるためであり、こうして農村社会は「資本主義的生産に統合された一部分」¹³⁾（ナイト）になると言う。ここで注目しておきたいことは、前述のオンホッ

カムやブレマンと同様に、やはり彼らも各々の実証地域でムヌンパン（Menumpang）と呼ばれるような土地なし農民を検出している点であり、これがギアツ的な均質的農村社会像を批判する有力な論拠となっているのである¹⁴⁾。彼らの研究では、これら下層農民の存在形態や構成的比重、その歴史的起源や性格などは必ずしも明示的ではないが、その存在を喚起したことは、ギアツ論をめぐる論争が産み落とした重要な成果のひとつであろう（尚、強制栽培制度末期の労働力の性格に関しては、エルソンとナイトで見解を異にする部分がある——後述）。

次に研究動向の第三は、実証面での成果であり、特にファッスールやエルソンの強制栽培制度の詳細な研究が貴重であろう。

まずファッスールの実証研究は、未公刊史料を駆使した精緻なものであり、評価すべき内容としては、各作物の栽培面積、賦役負担者数、栽培報酬、栽培歩合、各作物の収益など、制度の全体的把握に努めていること、さらに当時の植民地問題をめぐるオランダ本国議会の動向を追跡し、保守派と自由主義派の抗争とその代表

14) こうしたギアツ批判に対しては、ギアツ自身の反論もあるので要約的に紹介しておこう。Geertz, C., "Culture and Social Change: the Indonesian Case", *Man*, Vol. 19, 1983.

ギアツは、インボリューション論にあびせられた批判がどれも経済主義的であり、自分はジャワ民衆の文化的行動様式を様々な角度から分析しているのであって、他の自分の研究からインボリューション論だけを孤立的にとりだして批判されることには不満であると前置きした上で、エルソンやナイトの農民層分解論からする批判に対しては次のように反論する。即ち、植民地支配の進展に伴って、様々な異質の諸制度の導入で農村社会に不平等化の要因が持ち込まれたことは事実だが、富農や農業資本家層が恒常的に成長してきたことは果たして論証できるのか（好況時に偶発的に現れることはあっても、階層としての成立は疑問）、むしろ農業の全般的零細性こそジャワ的特徴ではないのか、と。それよりも、むしろジャワ農民の社会生活の具体的特殊性＝文化的行動様式を知ることこそ重要なのであって、一般的範疇による経済主義的批判は、自己に都合のいい事例を拾うというだけで不確実性を増すばかりであると言う。

13) Knight, G. R., "Capitalism", *op. cit.*, p. 149.

的政治家の人物像にまで迫っていること、また制度末期=1860年代における私企業活動の具体的展開や、トルベッケ内閣成立を契機とする自由主義派の台頭と植民地政策の変容の相関を跡付けていること、などが挙げられる。さらにファッスールは、中部ジャワのヤバラ地方と東部ジャワのプスキ地方を事例とした実証分析で、異なる土地制度と関連づけて強制栽培制度の地方的特徴を検出している。ただ難点を言えば、論争的テーマへの切り込みがなく、農村社会の構造分析でも明確な視点を欠いているように思われる。

一方、エルソンは、既述のようにギアツ批判を強く意識しながら、糖業の中心地のひとつであるパスルアン地方を事例として、植民地期全体にわたる社会構造の変容を分析している。強制栽培期に関連する部分では、在来糖業を史的前提として砂糖強制栽培の具体的導入過程を明らかにした上で、制度導入に伴う農村社会の変化ではその貨幣経済化が強調され、在来農業への圧迫=食糧不足、栽培歩合、砂糖生産の労働機会への依存など、農民の生活様式が外部から強制された経済システムに統合されていくと言う。

以上のように先行の諸研究を整理してみると、初期植民地社会のジャワ的特質を把握するためには、次のような課題がなお残されていると言えよう。第一に、オンホッカムやブレマンが言う在地の階級関係、とりわけ当該期における現地人首長層の諸権能を総括的に検討することである。これによって、旧社会の権力関係が植民地支配の初期段階でどのような編成替えを強いられ、また在来の諸関係が植民地支配にどのように適合的に利用されていくかが明らかとなる。第二には、植民地当局による土地所有関係=租税收取関係の編成替えの一環として、強制栽培の賦役労働の編成をとらえることである。これは、ファッスールやエルソンの地方史分析で部分的に行われているが、その全体像を

捉えるにはなお不十分である。(尚、この点と関連して地租制度が重要であるが、ファン・ニールの業績¹⁵⁾以降みろべき成果がない。)これも、植民地国家が既存の租税体系を自らの支配政策に適合させるべく、どのように編成替えしたかを知る上で不可欠である。第三には、ギアツ批判の諸研究の中から提起されてきた土地なし農民(筆者はこれを「隷属民」と表現する)の存在形態をより具体的に明らかにすることである。これは、マタラム時代における直接生産者の身分制的編成を植民地当局がどのように再編成したか、という重要な論点である。

以上の検討課題のうち、第一の論点は不十分ながら以前に検討したことがある¹⁶⁾ので本稿では触れない。今回は第二および第三の論点に絞り、しかも史料の制約からその一断面を明らかにするに過ぎない。すなわち、19世紀中葉における砂糖生産地帯の労働力編成、とくに賦役労働の諸形態と、その賦役を担う農民諸階層、その中でも近年注目されてきた下層=隷属民の存在に焦点を絞って検討してみる。これは、筆者の当面の問題関心のひとつである、ジャワにおける植民地社会成立期の経済構造をトータルに把握するための準備作業である。

なお、本稿で主に依拠する一次史料について、ここで簡単に解説しておこう。それは、植民地政庁の委託をうけ砂糖工場地区の農村実態調査を行ったウムフローヴェ委員会が、1857年に政庁に提出した調査報告書であり、現在はオラン

15) Niel, R. van, "The Function of Landrent under the Cultivation System in Java", *Journal of Asian Studies*, Vol. 23, No. 3, 1964. do., "The Regulation of Sugar Production in Java, 1830-1840", in R. van Niel (ed.), *Economic Factors in Southeast Asian Change*. Honolulu, 1968. do., "The Introduction of Government Sugar Cultivation in Pasuruan, Java, 1830", *Journal of Oriental Studies*, Vol. 7, 1969. do., "Measurement of Change under the Cultivation System in Java, 1837-1851", *Indonesia*, Vol. 14, 1972.

16) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ社会の再編成」『歴史学研究』第497号、1981年10月。

ダの一般王立文書館 (Algemeen Rijksarchief) が所蔵している未公開史料である¹⁷⁾(以下、単にウムフローヴェ史料と略記する)。委員会は、当時栽培検査官 (Inspecteur der Cultures) をしていたウムフローヴェ (G. Umbgrove) を長として1853年に発足した。委員会設立の目的には「砂糖栽培に伴う住民の困難を調査し、その困難を取り除く手段を協議する」¹⁸⁾とあるが、実際は砂糖の強制栽培を如何に農村社会に円滑、かつ適恰的に導入するかを検討することにあつたものと思われる。強制栽培制度は、既にファン・ニールが指摘しているように、ジャワ全域で同一の規則によって体系的に実施されたわけでは決してなく、各作物毎に、また各地方毎に独自の規則が働いていたから、植民地当局はかかる委員会の設立を余儀なくされたと言えよう。毎年、各地方の行政長官が植民地政庁に提出した「栽培報告」(kultuurverslag)も理事州レベルの統計資料が中心で、村落レベルまで下った状況は政庁も把握しえなかったものと思われる。委員会は、1854年～1856年にジャワで植民地政庁と契約を結んで操業していた96の工場すべてについて、各工場に甘蔗を供出すべく栽培賦役を強いられた農村の実態調査を行い、各担当行政官が工場地区毎に報告書(モノグラフ)を作成している。主な調査事項は、栽培賦役を負担する村落、諸賦役の分類と各々の負担世帯数、作付賦役負担村落の耕地規模と輪作用地、過去数年の甘蔗生産量、現地人農業(米作と裏作)、土壌、気候、人口、役畜頭数、各種賦役の賦課方法、現地人の身分構成、土地

制度、などである。なお、これまでに同史料は、前述のファッスール、エルソン、ナイトらの地方史研究で利用されているが、いずれも特定の地方史研究に関連する部分のみの利用に留まっている。本稿では、96の報告書すべてを利用して、砂糖の強制栽培に組み込まれた農村地帯の全体像を得ることに努めた。

II. 強制栽培制度の展開と労働力編成

1811～1816年のイギリス統治期にラッフルズ (T. S. Raffles) が採用した「自由主義」財政政策は、1816年のオランダ権力回復後も継承されたが、1820年代後半には早くも破綻してしまう。ラッフルズの「自由主義」の理念は、在来の複雑な租税体系を地租に統合し、農産物の自由な処分によって商品＝輸出生産に刺激を与え、植民地政庁と住民を直接結び付けて現地人首長層に打撃を与えようとするものであったが、当該段階では在地首長層がなお強力な権限を保持しており、地租徴収自体が彼らの権力に依存せざるを得ないという矛盾を抱えていた。東インド会社以来の累積する債務に悩むオランダは、「自由主義」的財政再建策が効果を発揮せぬまま、ジャワ戦争(ディポネゴロの反乱、1825～1830年)終結に要した莫大な戦費で植民地財政をさらに逼迫させた。加えて本国でのベルギー分離独立(1830年)で先進工業地帯を喪失すると、植民地財政の再建と本国産業革命の財源確保をジャワにおける政策転換＝強制栽培制度に求めることになる。

強制栽培を実施した作物は、コーヒーを中心に、インディゴ、砂糖、タバコ、コショウ、茶、シナモンなど多岐にわたる。植民地当局はコーヒー(主な栽培地は西部のブリアンガンと東部のパスルアン、ブスキ)を中心に据えながら、早くも1840年代にはインディゴ、タバコ、茶の生産縮小とそれに代わる砂糖の拡大方針を決定している。これは、インディゴ等が主に導入された中部ジャワ(バグレン、バニユマス、レン

17) *Monografieën van Suikerfabrieken*, exh. 24 april 1862, nr. 40, 1176-1186. なお、同史料の難点を言えば、第一に、同一州内の報告書では文書史料の部分に重複する箇所が多いことである(したがって、以下の注記では史料内容が重複する場合は特定の報告書のみを示すことにした)。第二には、報告書の記述が各地方の行政官に任されたためか、あらかじめ指定された調査事項の統計数値以外は、各項目の記述の精度が史料によって著しく異なることである。

18) Fasseur, C., "Organisatie", *op. cit.*, p. 262.

表1 強制栽培の作物別収益 (単位: フローリン)

作物	1840-1849年	構成比(%)	1850-1859年	構成比(%)
コ ー ヒ ー	64,826,679	73.9	183,138,861	76.8
砂糖	4,081,847	4.7	37,089,766	15.6
イ ン デ ィ ゴ	15,562,134	17.7	12,613,526	5.3
洋 紅	499,240	0.6	488,323	0.2
シ ナ モ ン	323,108	0.4	252,515	0.1
コ シ ョ ー	191,292	0.2	408,536	0.2
茶	2,180,889	2.5	4,289,628	1.8
タバコ	94,560	0.1	64,979	0.03
合 計	87,759,749	100	238,346,134	100
純 益	74,398,471	-	229,137,516	-

(出典) Fasseur, C., *Kultuurstelsel en Kolonial Baten*, Leiden, 1975, pp. 119-120
より作成。

バン等)で農村の疲弊=生産量低下が著しいのと対照的に、東部ジャワの平野部水田地帯(スラバヤ、パスルアン、ブスキ等)の砂糖生産が順調に伸びてきたためであった¹⁹⁾。インディゴと砂糖は、強制栽培の失敗例と成功例として、これまでもしばしば取り上げられてきたが、表1のように1840年代と1850年代の作物別収益の構成比を比較してみると、1850年代に入って砂糖が他の作物を引き離して大きく伸張している。

ところで、ジャワの砂糖生産は、かなり古い時代から普及していたようで、少なくとも18世紀には中部ジャワのヤパラ地方を中心に零細規模の製糖工場が相当数存在した²⁰⁾。これら零細規模の製糖工場は、主に中国人の所有で、農民から買い上げる甘蔗(したがって、この段階では工場は耕地を支配しない)を水牛を動力として加工していたが、砂糖価格の変動が激しいこともあって経営は不安定であったと言う。強制栽培制度が導入された当初でも、180ほどの契約工場のうち4分の3が中国人所有の零細工場であった。以後、ヨーロッパ人(初期は主に退

職したオランダ人行政官や軍人)による工場経営が本格化するにつれて、中小工場の整理統合が進み、1850年には約100の工場のうち中国人所有は13~15程度に減少、動力も水牛から水力(水車の利用)へと変化する²¹⁾。

植民地政庁と契約(3~20年)を結んだ工場は、工場建設の貸付け資金や運転資金のみならず、甘蔗の作付から工場での加工に至るまで、労働力調達(賦役労働)もほぼ全面的に植民地当局に依存した。工場側は農民に支払う栽培報酬を負担したのみで、したがって当初は収益の工場側取り分も低く抑えられたが(10%程度)、やがて作付け以外の労働が工場と農民の直接契約による「賃労働」(*vrijwillige arbeid*)へと徐々に変化し、工場建設資金と運転資金も廃止されて(前者は1847年、後者は1860年)、制度末期には工場自身による農村支配の体制(プランテーション体制)へと移行する²²⁾。

以下の本節では、前述の1850年代の史料に基づいて、砂糖工場地区農村における労働力(賦役労働)の編成と砂糖生産の在来農業へのインパクトを検出し、さらに制度末期=移行期にお

19) Fasseur, C., *Kultuurstelsel*, *op. cit.*, pp. 57-61.

20) Elson, R. E., *Javanese Peasants*, *op. cit.*, p. 20.

21) Fasseur, C., *Kultuurstelsel*, *op. cit.*, pp. 65-70.

22) *Ibid.*, pp. 129-148.

ける労働力の性格についても考える。

1. 工場地区農村の概要

前述のウムフローヴェ史料に拠って、まず調査対象となった工場地区農村の概況を示すと概ね以下になるよう。

一つの工場地区（当該工場の砂糖生産に何らかの労働供出を強いられる農村の範囲）は、およそ郡（district）の規模に相応していたが、しかし必ずしも工場地区が郡の境界に沿って設定されたわけではない。また、肥沃な水田地帯が広がり、甘蔗の強制栽培が集中的に導入された地方（スラバヤやパスルアンなど）では、一つの郡に複数の工場が進出してその支配下地区を分割することもあった。例えば、スラバヤ州のモジヨレジョ（Modjoredjo）郡では、表2のようにジョンバン（Djombang）とスコワティ（Soekowati）という二つの工場が当地の農村を分割支配しており、その村落数は合計で299、賦役負担世帯1,470、作付面積410バウ（1バウ＝

表2 スラバヤ州モジヨレジョ郡の工場地区

工場名	工場地区村落数	賦役負担世帯数	作付面積（バウ）
Djombang	107	640	200
Soekowati	192	830	210
合計	299	1,470	410

（出典） *Mongrafie van Soekowati* より作成。

約0.71ヘクタール）となる。また表3はスラバヤ全体について18の工場と工場地区の所在地を示したものであるが、この地方では一つの工場地区が複数の郡にわたって広がっていたり、同一郡内に2～3の工場地区が設定されていることが多い。

このような工場別の資料を、工場地区全体について集計してみたのが表4である。各工場が実際に支配する農村規模は、村落数にして20～30カ村程度の小規模なものから、100～200カ村の広範囲にわたるものまでであるが、96の工場地区の平均では62カ村となる。同じく平均の地区内人口は1万8,850人、世帯数は3,898である。

表3 スラバヤ州における工場地区の所在

工場名	操業開始年	契約満期年	工場地区の位置する郡	工場所在地(郡名)
(1) Waroe	1835	1866	Djabakotta, Djengollo I.	Djengollo I.
(2) Goedo	1853	1867	Modjoredjo	Modjoredjo
(3) Ketanen	1852	1857	Modjosarie	Modjosarie
(4) Ketabang	1835	1855	Djabakotta	Kotta
(5) Koning Willen II	1842	1862	Modjosarie	Modjosarie
(6) Gempol Krep	1846	1863	Kabooh	Kabooh
(7) Sentanan-lor	1835	1860	Modjokerto, Modjoagoeng	Modjokerto
(8) Boedoeran	1836	1861	Djengollo I, Djengollo II.	Djengollo II.
(9) Krian	1847	1866	Djengollo III, Djengollo IV.	Djengollo III.
(10) Ketagan	1835	1865	Djengollo I, Djengollo IV.	Djengollo IV.
(11) Tjandie	1833	1864	Djengollo II.	Djengollo II.
(12) Porrong	1836	1855	Rawapoeloe I.	Rawapoeloe I.
(13) Sroenie	1843	1861	Djengollo I, Djengollo IV.	Djengollo I.
(14) Tangoollangin	1836	1857	Djengollo II, Rawapoeloe I.	Rawapoeloe I.
(15) Balong Bendo	1839	1858	Djengollo III.	Djengollo III.
(16) Watoetoelis	1838	1858	Rawapoeloe II, Rawapoeloe III.	Rawapoeloe II.
(17) Kremboong	1848	1868	Rawapoeloe I, Rawapoeloe II.	Rawapoeloe II.
(18) Djombang	1838	1858	Modjoredjo, Modjoagoeng	Modjoredjo

（出典） *Monografieën van Suikerfabrieken in de Residentie Soerabaya.* より作成。

表4 理事州別工場地区概要

理事州	工場地区数	地区内 村落数 (栽培賦役 負担村落)	地区内人口	地区内 世帯数	州内全 世帯数 (1851年)	地区内世帯数 の占める比率 (%)
チュリボン	10	351	238,902	41,954	103,668	40.5
トゥガル	9	312	192,698	38,534	45,643	84.4
ブカロンガン	3	441	62,654	12,347	43,611	28.3
スマラン	4	369	110,419	27,410	137,250	20.0
ヤバラ	9	320	183,760	39,820	69,875	57.0
パニユマス	1	35	14,161	2,264	139,799	1.6
レンバン	2	70	49,534	6,538	85,036	76.9
スラバヤ	18	2,278	337,538	76,184	183,455	41.5
マディウン	2	143	32,462	6,800	58,107	11.7
クディリ	6	460	113,359	23,603	57,434	41.1
パスルアン	17	818	213,777	44,046	80,570	54.7
プロボリンゴ	10	282	175,132	37,054	102,460	53.4
ブスキ	5	98	85,283	17,676		
合 計	96	5,977	1,809,679	374,230	1,106,908	33.8

(出典) *Rapport Commissie Umbgrove, Monografieën van Suikerfabrieken*, 各州内世帯数は *Kultuur Verslag*, 1851 より作成。ただし、バンタム、ブレアンガン、クラワン、パチタン、ケドゥ、バグレンは含まない。

また、州別に見ると、チュリボン、トゥガル、ヤバラ、スラバヤ、パスルアン、プロボリンゴなどに多くの工場が進出しており、これらの州では当然、州内全世帯に占める工場地区内世帯の比率も高く、砂糖生産の中心地と言ってもよい。この生産地の集中と強い相関をみせるのが、生産力の地方別偏差である。表5は、1853年時点のバウあたり生産量（ピクル）の集計であるが、スラバヤ、パスルアン、プロボリンゴ、ブスキなど東部の生産中心地が他に比して高い水準に達している。

ここで言う工場地区とは、当該工場の砂糖生産に何らかの賦役労働を供出している村落の範囲をさすのであるから、支配下の村落すべてで甘蔗が作付けされているわけではない。そこで、地区内村落のうち、村内耕地に甘蔗の作付賦役が課せられている村落の比率を、工場地区全体について集計してみたのが表6である。同じ砂糖生産の中心地でも、ヤバラ、パスルアン、ブスキなどでは、各工場が支配下村落のほぼ全

表5 州別甘蔗の生産量比較（1853年）

理事州	工場地区数	全作付 面積 (バウ)	全生産量 (ピクル)	バウあたり 生産量 (ピクル)
チュリボン	10	4,709	128,486	27.3
トゥガル	9	3,250	103,754	31.9
ブカロンガン	3	1,500	31,997	21.3
スマラン	4	2,100	57,395	27.3
ヤバラ	9	4,069	129,371	31.8
パニユマス	1	400	6,789	17.0
レンバン	2	490	9,068	18.5
スラバヤ	18	8,030	296,779	37.0
マディウン	2	800	24,052	30.1
クディリ	6	1,900	56,962	30.0
パスルアン	17	6,629	253,862	38.3
プロボリンゴ	10	4,991	184,548	37.0
ブスキ	5	2,050	76,547	37.3
合 計	96	40,918	1,359,610	33.2

(出典) 表4に同じ。

域に甘蔗の作付けを義務づけているのに対して、スラバヤなどでは、むしろ特定の村落に作付けが集中しているものと考えられる。このこ

表6 工場地区内村落に占める甘蔗作付村落比

理 事 州	工 場 地区数	地 区 内 村 落 数 (栽培賦役 負担村落)	甘蔗作 付村落	構成比 (%)
チュリボン	10	351	195	55.6
トゥガル	9	312	161	51.6
ブカロンガン	3	441	317	71.9
スマラン	4	369	144	39.0
ヤパラ	5	195	167	85.6
バニユマス	1	35	18	51.4
レンバン	2	70	45	64.3
スラバヤ	18	2,278	847	37.2
マディウン	2	143	30	21.0
クディリ	6	460	163	35.4
バスルアン	17	818	727	88.9
プロボリンゴ	10	282	217	77.0
ブスキ	5	98	84	85.7
合 計	92	5,852	3,115	53.2

(出典) 表4に同じ。

(注) マイクロ・フィルム不良により、ヤパラ
は9工場のうち5工場のみを集計。

とは、当然のことながら、強制栽培を実施するにあたって土地と労働力の利用に地方的特徴を付与することになる(後述)。

次に表7で、作付賦役を負担する村落において、耕地のなかに甘蔗作付面積がどの程度の比重を占めるかを見ておこう。作付賦役が課せられる村落は例外なく灌漑設備の整った村落であり、同表からも耕地の約85.1%は灌漑水田であり、また、甘蔗の輪作用に確保される耕地もほとんどが灌漑水田で、平均すると耕地の31.8%を占める。この輪作用地の約3分の1に毎年甘蔗が作付けされることになるが、これは周知の3年輪作法が広く普及しているためであろう(ただし、輪作用地が一つの村落耕地の3分の1に限定されるわけではない。作付地が特定村落に集中する場合もある——後述)。

以上のような工場地区の概要を念頭に置いて、次に労働力(賦役労働)の編成を見てみよう。

表7 作付賦役負担村落の耕地概要

理 事 州	工 場 地区数	作付賦役負担村落の耕地 (バウ)				輪 作 用 地 (バウ)			輪作用 地比率 (%)	作付面積 (バウ)	全耕地 に占め る作付 面積比 (%)
		灌漑水田	非灌漑 水 田	畑 地	合 計	灌漑水田	そ の 他	合 計			
チュリボン	9	47,385	3,585	1,189	52,159	17,402	387	17,789	34.1	4,209	8.1
トゥガル	9	31,370	3,532	311	35,213	9,324	—	9,324	26.5	3,250	9.2
ブカロンガン	3	14,649	1,419	816	16,884	6,959	—	6,959	41.2	1,500	8.6
スマラン	4	19,717	28	607	20,352	5,157	—	5,157	25.3	2,100	10.3
ヤパラ	5	14,225	1,618	2,036	17,879	5,248	123	5,371	30.0	2,119	11.9
バニユマス	1	1,792	231	—	2,023	397	—	397	19.6	400	19.8
レンバン	2	2,198	3,568	671	6,437	1,247	146	1,393	21.6	490	7.6
スラバヤ	18	78,899	3,974	2,111	84,984	23,289	181	23,470	27.6	8,030	9.4
マディウン	2	10,492	2,174	5,635	18,301	668	1,627	2,295	12.5	800	4.8
クディリ	6	25,514	1,442	9,138	36,094	2,241	738	2,979	8.3	1,900	5.3
バスルアン	17	32,141	89	4,103	36,333	27,656	299	27,955	76.9	6,629	18.2
プロボリンゴ	9	26,170	—	6,302	32,472	11,180	—	11,180	34.4	4,463	13.7
ブスキ	5	19,946	—	2,278	22,224	7,041	—	7,041	31.7	2,050	9.2
合 計	90	324,498	21,660	35,198	381,355	117,809	3,501	121,310	31.8	37,940	9.9

(出典) 表4に同じ。

(注) マイクロ・フィルム不良により、チュリボンは10工場中9工場、ヤパラは9工場中5工場、プロボリンゴは10工場中9工場を集計。

2. 労働力（賦役労働）の編成

(1) 作付賦役

史料によると、甘蔗の作付地や作付賦役（耕起から収穫前までの農作業を負担する賦役）の負担者の指定、栽培報酬の支給などは、およそ次のようにして行われる。

毎年11月になると、郡長が翌年の作付地について監督官 (controleur, 郡レベルのオランダ人行政官長) に報告する。監督官は、さらにこれについて州知事 (resident) の承認を得て、各関係工場に通知する。この段階では、農区や作付規模が報告されるのみで、どの村のどの土地がどの程度割り当てられるかは明記されていない。上級機関の許可を得た郡長は、次に配下²³⁾を使って具体的に作付地を指定していく。各村落の賦役義務世帯数を確認し、その数に応じて作付地の割り当てを行うのである。その年に甘蔗作付地となる水田は、3～4月までに収穫を済ませる。稲の収穫が終わると、一旦水田用の畦を壊し、耕起して甘蔗用の畦や排水溝の整備など甘蔗畑への造成作業を行う。これは作

付負担者の共同作業で、郡長の指示の下に、農区長 (mantri) や村長も立ち会う²⁴⁾。共同の造成作業が終わると、次に村長が各作付負担者に持分地を割り当てる。持分地の規模は地方毎に異なるが、例えば中部ジャワのトゥガルでは、各作付負担者には4分の1バウが指定され、これを自らの責任で収穫前まで栽培・管理することになる²⁵⁾ (16～18カ月)。作付負担者に支払われる栽培報酬についても、その額や支給方法の細部は地方毎に異なるが、一般的には、①植え付け後②甘蔗が半ば成長した時期③収穫後、の3期に分割して支給しており、しかも3回目の支給額は、制度初期には州知事の任命した視察団 (監督官、郡長、下級官吏、村長、工場主によって構成) が甘蔗の質を吟味して等級に分けて決定していた。かかる複雑な支給方法は、後に徐々に改められ、やがて生産した砂糖量によって支給されるようになる。ウムフローヴェ委員会の調査時点での報酬額の例を挙げておくと、スラバヤのワトットゥリス (Watoetoes) 工場地区ではピクル (1ピクル=61.76キログラム) 当たりで平均総額2.9フローリン、トゥガルのクマンレン (Kemanglen) 工場地区では3.4フローリンとなっている²⁶⁾。

次に、作付地が特定の村落に集中している工場地区、あるいは賦役徴発が広域にわたる工場地区における耕地の交換調整について触れておこう。一般に工場はその周辺の一定地域内に作付水田を確保するために、工場地区内の特定村落にのみ作付地が限定される場合がある。こうした地区では、郡長が村落間での水田の相互譲

23) 19世紀中葉のジャワ農村には、郡長と村長の間を仲介する在地の有力者が多数いたと言われている。彼らの中には特定の村の村長を兼ねる者もいたが、たいていは公的な役人ではなく、数カ村あるいはそれ以上の地域にわたって隠然たる権限を保持しており、植民地当局や現地人の上級首長も、地租の徴収や諸賦役の徴発に際しては、彼らの影響力に依存するところが大きかった。その非公式の「役職」に対して、水田 (「職田」) や賦役收取権、さらには栽培歩合を与えられる者もあり、現地人首長からは一般の村長よりも高く処遇されていたと言う。Develaar, W. A. J., "Middenpersonen tusschen de Districts-Beambten en Desa-Hoofden", *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land en Volkenkunde*, Vol. 34. *Eindresumé van het bij Gouvernement Besluit dd. 10 Juni 1867 no. 2 Bevolen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*. Batavia, 3 Vols., 1876-1896, Vol. 3, Bijlage P, Historische Nota over Dessabesturen op Java. また、オンホッカムもマディウン社会の分析で、公的な権力機構の間にあって実権を握る在地有力者 (ジャゴ、Djago) の存在を指摘している。Onghokham, *The Residency of Madiun, op. cit.*, p. 68.

24) *Monografie van Kaliebagor*. なお、史料にはページが付されていないので、史料名のみを記す。以下同様。

25) *Monografie van Kemanglen*.

26) 強制栽培制度の初期、栽培報酬は地租額を差し引いて支給されていたが、1850年代には地租額を差し引かず支給するようになっている。しかし、いずれにしても地方官吏は、地租査定に際して恣意的に地租額を引き上げることが可能であり、生産性の上昇で栽培報酬が増えると、それに対応して地租額も上昇したと言う。Elson, R. E., *Javanese Peasants . . . , op. cit.*, p. 82.

渡の調整を行うので、提供した作付地の保有者は遠方の村に水田を確保することになる。例えば、スラバヤでは、甘蔗の供出村落は工場から4パール（1パール=1,507メートル）以内とされ、甘蔗の作付けに水田の大部分を提供する村落は、郡長の調整によって工場から離れた村落の水田を代わりに受け取る。交換によって得た他村の耕地が比較的近くにあれば（2パール程度）自ら経営するにしても、遠方になれば当該村の住民と分益小作の契約を結ぶ場合が多いと言う²⁷⁾。

このように、農民は、甘蔗栽培との輪作によって自己保有地の持続的、計画的な経営の展望を否定されただけではなく、耕地交換によって自己保有地と同じ生産力水準が保障されるとは限らず、農民経営の不安定化要因は増幅することになる。

(2) 収穫賦役

制度導入時には収穫、運搬、工場労働などの賦役徴発は工場側の責任で行うことになっていたが、実際には各地方当局がこれを組織していた。しかも労働力の調達基準が曖昧なために、地方別にかなり差異があったようである²⁸⁾。史

27) 史料から判明する小作契約の事例を2つ紹介しておこう。両地方とも3つの慣行がみられる。(1)トゥガル地方、①水田保有者が地租を支払い、種子などの費用の3分の2を負担し、収穫の3分の2を得る。耕作者は畜力を提供し、費用の3分の1を負担して、収穫の3分の1を得る（プルトゥロン制、Pertelon）。②水田保有者は地租のみ負担、収穫の2分の1を得る。耕作者が種子や畜力などの費用を全部負担し、収穫の2分の1を得る（ムマロ制、Memaro）。③耕作者が、賃金として17サンガ（sangga, 425 katie）を受け取る（費用分担は不明）。*Monografie van Kemanglen*。(2) バニュマス地方、①水田保有者が費用の全部を負担し、収穫の4分の3を、耕作者が4分の1を得る。②耕作者が種子のみを負担、水田保有者が収穫の3分の2を、耕作者が3分の1を得る。③水田所有者が地租のみを負担して収穫の2分の1を、耕作者が費用全部を負担して2分の1を得る。*Monografie van Kaliebabor*。

28) Elson, R. E., *Javanese Peasants*....., op. cit., p. 46.

料によれば、調査時にこれらの労働が依然として賦役に依存して行われている地方と、「賃労働」によると報告している地方とがある。なお、史料的制約からこうした地域差が生まれる背景にまで踏み込んだ分析は困難である。以下では、収穫労働から順に典型的な事例をみておこう。

調査時点で収穫労働がなお賦役に依存していた地方は、中部のトゥガル、ヤバラ、東部のスラバヤ、ブスキなどである。これらの地方では、収穫作業の開始を工場が郡長に要請し、郡長が収穫の時期、報酬等の細目を決定して各村長に伝える。原則的には各作付者が持分地の収穫を行っていたようであり、1日当たりになると、各工場地区で250～350人ぐらいが収穫賦役に出演していたことになる。労働時間は、午前6～12時、午後1～6時の11時間労働で、報酬は1束（約25本）0.75ダイト（duit, 1ダイトは120分の1フローリン）、平均して1人で1日30～40束を収穫する²⁹⁾。

一方、史料によれば、収穫労働が「賃労働」に依存している地方も少なくない。ただし、報告書に「賃労働」と記載されていても、それが賦役の調達方法とどれだけ異なるのか、工場による労働力の調達方法が記載されていないためにこの点が判然としない。工場が労働力を安定的に確保するために、なお隠然たる強制が働いていても不思議ではない（後述）。「賃労働」の際の報酬は、労働者1人あたり1日20～25ダイトであるから、賦役に拠ると報酬面ではそれほど差はない。

(3) 運搬賦役

収穫した甘蔗の工場への運搬は、調査時点では工場が荷車の所有者と個別に契約するケースが大半で、これを賦役労働に拠っている地方は

29) *Monografie van Goedo* (Surabaya), *Monografie van Balaong Benda* (Surabaya), *Monografie van Bekassie Oost* (Pasuruan), その他。

むしろ僅かである（中部のスマラン、東部のパスルアンなど）。制度初期の賦役労働から工場との「自由」契約に移行する経緯については、中部ジャワ・トゥガルのクマンレン工場地区の報告が触れているので以下参照しておく。

制度導入時は、地方政府の仲介で工場地区に特定の2カ村から合計200人の賦役労働を運搬専用に使役していた。5年間の契約が切れると、次の段階では工場地区全域の中から賦役負担者の一部が運搬労働に割り当てられた（1人あたり日給が15～20ダイト）。さらに調査時になると、工場が荷車所有者と個別に契約するだけでなく、工場が独自に製造した荷車（不足分を補うため）や水牛を農民に前貸ししたりもしている。報酬は、運ぶ距離に拘わらず1束あたり1.25～1.5ダイト、1回に25～40束を運んで1日2～3往復、通常は運搬のみで2日～数日を要すると言う³⁰⁾。

(4) 工場労働（賦役）

工場労働（工場の操業は5月ごろから始まって5～6カ月間）は、通常、「クーリー」と称される雑業と、甘蔗の加工工程に携わり一定の熟練を要する労働に二分される。

① クーリー（賦役）

この種の労働は、調査時でも、賦役に依存している工場が多い。主な労働内容は、キビの工場内への搬入、圧搾したキビの搬出処理、製造した砂糖の積み出し、工場内の清掃などである。工場がクーリーの供出を郡長に要求すると、郡長は各村落の作付義務世帯数に応じて出役者数を指定する。細部の規定は州毎に異なるが、例えば、スラバヤでは、州知事規定により作付地2バウにつき1人の割で出役を定めている。従って、例えば480バウの作付地を持つワットトゥリス工場地区では、1日に240人（土地保有者ゴゴール）の出役が義務づけられることになる。この工場地区の作付負担者は3,427人であるから、1日240人だとおよそ14日に1日の

出役頻度となる（ただし、必ずしも土地保有者本人が出役するとはかぎらない——後述）。1日の労働時間約11時間、報酬は1日25ダイトである³¹⁾。同じ東部ジャワでも、パスルアンでは、工場が毎日一定の労働者を確保するために、甘蔗作付けを負担する土地保有者のみならず、それ以外の土地保有者や作付賦役を行わない村落からもクーリー労働が義務づけられている³²⁾。また、トゥガルやスマランの例では、村落内の特定の農民が一定期間毎日クーリー賦役に出かけ、当該農民の農作業や他の国家賦役は他者が代行するといった所もある³³⁾。いずれにしても、各工場はその規模に応じて毎日100～250人程度のクーリーを確保しており、農民は加工作業が最盛期に入ると相当の頻度で出役が義務づけられることになる。

② 加工労働

クーリー労働とは対照的に、甘蔗の加工労働に携わる労働者（直接の加工作業だけでなく、窯焼き、大工、鍛冶屋なども含む）は、ほとんど例外なく固定給で雇われる「賃労働」者である。その数は工場の規模に応じて50～150人程度であるが、一般的には数名のヨーロッパ人監督と現地人職長（mandor）を配置し、製糖工程で一定の熟練をする作業には、中国人が従事するか、あるいは中国人の指導者を置く工場が多い。強制栽培制度が本格化する以前から小規模製糖工場を所有して蓄積してきた中国人の技術が、引き続き利用されているものと思われる。例えば、中部ジャワ・バニユマスのカリバゴル（Kalibagor）工場では、加工労働者49人の中に熟練工として中国人7人が含まれている。賃金も職種や熟練度によって異なるが、一般の労働者で月給4～6フローリン、熟練工や職長クラスになると8～18フローリンと高給になる³⁴⁾。

31) *Monografie van Watoetoelis.*

32) *Monografie van Bekassie Oost.*

33) *Monografie van Kemanglen.*

34) *Monografie van Kaliebagor.*

30) *Monografie van Kemanglen.*

表8 各種賦役負担者数の推移 (パニェマス, カリバゴル工場地区)

	耕作労働	工場労働 (クーリー)	収穫労働	農園造成	合計
1854年 5月15日 ~ 5月31日	17,578	1,590	—	—	19,168
6. 1 ~ 6. 10	12,112	2,456	—	—	14,568
6. 11 ~ 6. 20	12,046	2,230	—	—	14,276
6. 21 ~ 6. 30	10,775	2,123	—	—	12,898
7. 1 ~ 7. 10	10,098	2,384	—	—	12,482
7. 11 ~ 7. 20	8,125	2,477	1,199	—	11,801
7. 21 ~ 7. 31	7,458	2,810	—	—	10,268
8. 1 ~ 8. 10	6,688	2,224	—	—	8,912
8. 11 ~ 8. 20	6,250	2,515	—	—	8,765
8. 21 ~ 8. 31	2,312	2,750	—	—	5,062
9. 1 ~ 9. 10	—	2,500	—	—	2,500
9. 11 ~ 9. 20	—	2,500	—	—	2,500
9. 21 ~ 9. 30	—	2,500	—	—	2,500
10. 1 ~ 10. 10	—	1,629	474	—	2,103
10. 11 ~ 10. 20	—	—	—	6,740	6,740
10. 21 ~ 10. 31	—	1,288	314	7,701	9,303
11. 1 ~ 11. 10	—	572	—	6,161	6,733
11. 11 ~ 11. 20	—	378	—	4,679	5,057
11. 21 ~ 11. 30	—	63	—	5,159	5,222
計	93,442	34,989	1,987	30,440	160,858

(出典) *Monografie van Kaliebagor* より作成。

(5) その他の労働 (賦役)

以上の外に、特に強制栽培制度が導入された当初は、様々な賦役が課せられていた。その代表的なものを挙げると、①工場建設、工場用水のためのダムや流水口の維持・管理などに徴発された賦役、②出来上がった砂糖を工場から積出港まで運ぶ賦役³⁵⁾、③工場設備や砂糖輸送に必要な資材の供出(材木、石灰、竹、レンガ、カワラ、つば、マット等)などがあった。①は調査時点でもなお賦役に拠っているが、②は特定の輸送業者(主に中国人)と契約する工場が

多くなっており、③も工場が農民から「自由」契約で購入する体制へと移行しつつある。

以上、強制栽培に伴う様々な労働を概観した。調査時点が賦役労働に依拠した体制から「賃労働」への移行期であるために、労働の編成も初期の形態を留めていないものもあろう。この段階では、作付とクーリーは依然としてほぼ全面的に賦役労働に依存している。

農民(土地保有者)への賦役賦課の方法は、地方によって異なり様ではないが、史料に拠るかぎり、一人の土地保有者が作付から収穫、工場クーリーまで課せられるのが原則だったようである。ただし、一部の地方(ヤバラ、チュリボン、ブカロンガン、スマランなどの一部)では、作付賦役を負担する村落、運搬賦役を負担する村落、工場クーリーを負担する村落というように、特定の村落が特定の賦役を負担する所もあった(いずれにしても、賦役分担の方法

35) 例えば、スラバヤのワトゥットリス工場では、工場からチュルブン(Djerebeng, スラバヤ川の渡し)まで約7.5キロメートルを荷車で運び、更に川を下って州都スラバヤの倉庫まで舟で運ぶ。工場は20人の舟主と契約を結び、前貸し金として100フローリンを支払う。輸送費は克蘭ジャン(Krandjang, 粗糖運搬用の壺)当たり50ダイトである。*Monografie van Watoetoelies*。

に関する史料の記述が乏しく、この点は詳述できあろう³⁸⁾。
きない)。

ところで、賦役負担者は、どの程度の労働日を賦役に割くことを要求されたのか、この点も調査項目にないので詳細は不明である。わずかに中部ジャワ・パニユマスのカリバゴル工場地区の報告書から、これを推察しうる付属文書が得られるので表8に掲げる。1854年の5月(工場の操業開始期)を前半と後半に、6月以降11月までは各月を初旬、中旬、下旬に3区分して、各期間における作付労働とその規模、その他の主な賦役労働について延べ出役者数を調査したものである。今仮に、その延べ出役者数16万858人を当該地区の賦役負担者数(労働可能男子)1,632人に課せられたものとみなし、200日分を単純計算で割り出すと1日平均804人、およそこの6.5カ月間に1人平均約100日、各賦役負担者は2日に1日の出役ということになる。

実際の賦役負担は、農民の間で様々な賦役を分担したり、労働交換によって処理したりする場合もあり、また後述のように賦役負担者はその隷属民に賦役履行の一部を代位させているので、農民諸階層の間で負担度に差があったものと思われる。しかし、上の数値だけを見ても、いかに過酷な賦役負担であったかは多言を要すまい。しかも、これは強制栽培に直接かわる賦役労働のみの数値である。農民はこのほかに様々な国家賦役³⁹⁾を分担しなければならず、さらに在地首長層の賦役収取権が否定されていなかった当該段階では、在地首長層が課す賦役も加わって⁴⁰⁾、その苛斂誅求は想像に難くないで

36) 国家賦役とは、植民地段階では植民地当局が課す賦役を意味するので、強制栽培に拘わる諸賦役である栽培賦役も国家賦役の一種である。原則的に言えば、土地を保有する農民が栽培賦役を含む国家賦役のすべてを、農業以外の生業に就く独立世帯(主に商人や職人)が栽培賦役を除く国家賦役を負担することになる。なお、ウムフロヴェ史料が指摘している栽培賦役以外の主な国家賦役には、道路・橋・水利の建設・維持、木材の伐採・運搬、幹線道路沿いの警備、駅馬の飼育、政庁の物資輸送などがある。

37) この点について、詳しくは Onghokham, *The*

3. 在来農業へのインパクト

強制栽培制度が必要とする労働力編成に制約されて、従来の農業経営もその変容を強いられる。以下に特徴的な点を見ておこう。

まず主作物たる稲作について言えば、すでにエルソンやホワイトが指摘しているように、水田が甘蔗との輪作に組み込まれると、翌年に甘蔗栽培となる水田では早稲(padi genjah)栽培を強制される。これは、生産性の高い在来の晩稲(padi dalem)を使用していると、稲の収穫と裏作の耕起が工場の操業開始期と重なるためである。また、工場による乾期の大量の水利用、次期甘蔗作付地の灌漑など、水利が工場によってコントロールされるため、米の2期作化が困難となる³⁹⁾。更には裏作(主に商品作物)

Residency of Madiun, op. cit., pp. 131-150.

38) 砂糖の強制栽培の拡大に対して、農民の抵抗も様々な手段がとられた。主なものは、植民地当局への請願行動、甘蔗畑の放火、逃散などである。エルソンのバスルアン地方の研究によれば、同地方でも強制栽培の縮小を求める請願行動が1830年代に頻発し、時にはこれが数千人規模に達した。Elson, R. E., *Javanese Peasants . . .*, *op. cit.*, pp. 54-58. また、大規模な逃散で強制栽培地域とそれ以外の地域とでは人口増加率に著しい差がでている(付表1参照)。

付表1 人口成長率比較; 砂糖地区と非砂糖地区 (%)

	バスルアン州 (1832-36)			プロボリンゴ州 (1834-36)		
	ジャ ワ人	マド ウ ラ人	合計	ジャ ワ人	マド ウ ラ人	合計
砂糖地区	-1.8	2.5	0.1	-4.0	6.4	4.9
非砂糖地区	16.8	13.4	16.7	10.7	23.6	14.0

(出典) Elson, R. E. *Javanese Peasants and the Colonial Sugar Industry*, Oxford Univ. Press, 1984, p. 60.

ファッスールの研究によれば、1840年代後半の中部ジャワ(特にインディゴとタバコの強制栽培)で飢餓と逃亡が頻発し、放てきされた耕地の比率は、スマラン25%、トゥガル25%、バグレン21%、ヤバラ16%となっている。Fasseur, D., *Kultuurstelsel . . .*, *op. cit.*, pp. 88-89.

39) White, B., "Agricultural Involution' . . .", *op. cit.*

表9 工場が調達する役畜概要

理事州	工場地区の役畜総数				工場が調達する頭数								
	水牛	馬	牛	計	甘蔗作付				各種運搬				全役畜に対する比率(%)
					水牛	牛	計	全役畜に対する比率(%)	水牛	牛	馬	計	
チュリボン	49,218	9,396	1,745	60,359	22,517	—	22,517	37.3	4,335	870	—	5,205	8.6
トゥガル	26,693	4,294	1,100	32,087	11,812	—	11,812	36.8	3,457	543	—	4,000	12.5
ブカロンガン	16,331	2,157	722	19,210	7,077	—	7,077	36.8	1,251	118	—	1,369	7.1
スマラン	14,250	1,413	693	16,356	9,507	6	9,513	58.2	8,934	134	—	9,068	55.4
ヤバラ	43,339	3,008	757	47,104	18,098	118	18,216	38.7	12,917	105	—	13,022	27.6
バニユマス	1,430	188	537	2,155	929	138	1,067	49.5	—	327	—	237	11.0
レンバン	5,076	2,318	5,630	13,024	1,141	1,077	2,218	17.0	—	—	—	—	—
スラバヤ	40,701	9,229	31,043	80,973	19,570	18,556	38,126	47.1	n. a	n. a	n. a	n. a	n. a
マディウン	8,270	3,035	2,538	12,833	400	240	640	5.0	400	440	—	840	6.5
グディリ	24,468	6,605	3,900	34,973	6,656	258	6,914	19.8	660	1,080	—	1,740	5.0
バスルアン	6,343	9,160	43,655	59,158	3,009	26,271	29,280	49.5	—	5,790	571	6,361	10.8
プロボリゴ	3,206	11,318	47,153	61,677	1,882	19,900	21,782	35.3	186	3,842	—	4,028	6.5
ブスキ	3,634	8,284	15,649	27,567	2,491	9,874	12,365	44.9	1,154	6,921	—	8,075	29.3
合計	242,959	70,405	155,122	468,486	105,089	76,438	181,527	38.7	33,294	20,080	571	53,945	11.5

(出典) 表4に同じ。

の縮小すら余儀なくされ、しかも不足する食糧を補うために、裏作で専ら自給食糧を生産しなければならなくなる。こうした点について、ウムフローヴェ史料にも、「利用できる水量は、工場と住民の必要を満たすほど十分なものではない」⁴⁰⁾とか、「工場の水利用と甘蔗畑への引水は、水がわずかしかないので裏作には不利である」⁴¹⁾といった指摘が散見できる。

また表9に示したように、甘蔗生産や運搬に要する役畜の供出も、農業経営の阻害要因となる。工場が調達する役畜の全役畜に対する比率は、地方によって偏差が大きいものの、全体では甘蔗作付に38.7%、各種運搬に11.5%の供出が義務づけられている。

こうした農業経営への制約が、1850年代の中部ジャワの水田地帯のように、食糧不足を慢性化させ、食糧移入を恒常化させることになるのである⁴²⁾。それだけではない。エルソンの研究

によれば、米作の制約と裏作での商品作物栽培から自給用作物栽培への転換は、在来産業の衰退を不可避とする。例えば、綿花生産の後退による在来繊維産業の衰退は、その顕著な例であろう⁴³⁾。

こうして、農民は、一方で過酷な賦役労働を強いられながら、他方で在来農業の発展を阻害されて、食糧をはじめとする生活必需品の輸入への依存度を強める。言い換えれば、現金収入の必要に迫られるのであり、これが栽培報酬や有償賦役ばかりでなく、様々な「賃労働」に依存せざるを得ない条件ともなる。

また、強制裁培による土地制度の再編が、農村労働力のあり方に与えるインパクトについても整理しておこう。

一つは、既に指摘したように、スラバヤ地方のように、毎年の作付地が特定の村落に集中す

p. 140. Elson, R. E., "The Famine", *op. cit.*

43) Elson, R. E., *Javanese Peasants*, *op. cit.*, pp. 83-85.

40) *Monografie van Watoetoelis.*

41) *Monografie van Kemanglen.*

42) Knight, G. R., "Capitalism", *op. cit.*,

表10 ブスキ地方の保有地規模別構成

工 場 名	所 在 地 (郡)	地区内 村落数	保 有 地 規 模 別 構 成				合 計
			1バウ 以 下	1～3	3～10	10バウ 以 上	
(1) Wringin Anom	Panaroekan	38	214	1,471	326	13	2,024
(2) Olean	Sitoebonds	10	229	438	228	7	902
(3) Pandjie	Kapongan	20	466	898	411	10	1,785
(4) Boedoeear	Mlandingan	24	145	2,004	117	—	2,266
(5) De Maas	Besoeki	55	3,128	788	35	—	3,951
合 計		147	4,182	5,599	1,117	30	10,928
(構 成 比, %)			(38.3)	(51.2)	(10.2)	(0.3)	(100)

(出典) *Monografieën van Suikerfabrieken in de residentie Besoeki*. より作成。

るような栽培方法が取られた所では、村落間で複雑な耕地の交換関係が成立し、否応なしに分益小作制の拡大と農業の不安定化を促した。これが、当該地方に共通する土地制度（毎年の定期割替による土地共有制）を維持・強化させた一因でもあった⁴⁴⁾。

一方、土地の個別的保有権が確立した地方（プロボリンゴ、ブスキなど主にマドゥラ人が移住してきた地方）では、作付賦役負担者の持分地が決まると、当該耕地の保有者に栽培報酬の半分が支給され、作付・栽培者が残り半分を取る。ただし、個別的保有権が確立した地方では、例えば表10に掲げたブスキ地方のように、保有規模に明確な分化が見られ、大規模保有農民の下にはパロアン (paroan) と呼ばれる分益小作農が広く階層として成立するに至っている⁴⁵⁾。したがって、同じ分益小作制と言えども、スラバヤ地方のような土地共有制地帯の水平的な耕地の貸借関係とは異なり、ここではパロアンの

土地保有者への依存度が強く、地主＝小作分解が強制裁培制度と共棲している。

4. 「賃労働」への移行

強制裁培制度の後半になると、植民地政庁は強制裁培の労働力調達を賦役から「賃労働」へと移行させるべく、漸次政策化していく。これは労働力調達の面でも植民地当局が介入せず、工場が直接調達する「自由主義政策」＝プランテーション体制への移行の布石であった（本国議会での自由主義派勢力の台頭による）。

既述のように、ウムフローヴェ史料の段階では、作付労働はほぼ全面的に賦役労働に依存しているが（工場クーリーの賦役依存率も高い）、その他の労働では「賃労働」への移行が大勢となりつつある。しかし、「賃労働」として史料に現れるものが、果たしてどの程度の内実を伴うものであるのか、検討の余地がある。

この点についてエルソンの最近の研究によれば、工場労働者を「賃労働」で雇う場合、常雇以外の季節（日雇）労働者は、大別して二種類の調達方法が取られている。

第一は、州都などの都市部集落に居る労働者を、工場が徴募人（マンドール, mandor, 職長を兼ねる）を派遣して、前貸金やアヘンなどの前貸現物支給で調達するケースである。これらの労働者は、工場が操業する一定期間のみ雇用されるので、極めて流動性が強く、東部ジャ

44) ウムフローヴェ史料の中に、植民地当局による土地共有制の導入を裏づける箇所がある。バニュマス地方（旧外領で1830年に直轄領に編入）の報告書で次の指摘である。

「以前に存在していた世襲的土地保有は全面的に破壊され、住民の権利が侵害された。」

「直轄領編入後、それまでの土地保有に関する慣行・制度は解体し、各村落の水田は共同体の土地とみなされて、毎年村落住民の間に割替えられるようになった。」*Monografie van Kaliebagor*.

45) Elson, R. E., *op. cit.*, pp. 44-46.

表11 賦役を課す工場数 (1865~1869年)

理事州	工場 総数	収穫労働に賦役を課す工場					工場労働に賦役を課す工場				
		1865	1866	1867	1868	1869	1865	1866	1867	1868	1869
チュリボン	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
トゥガル	8	3	2	0	0	0	6	0	0	0	0
ブカロンガン	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
スラマン	4	($\frac{1}{n.a}$)	($\frac{1}{n.a}$)	3	1	1	4	1	0	0	0
ヤパラ	9	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0
レンバン	1	($\frac{1}{n.a}$)	1	1	1	1	1	1	0	0	0
スラバヤ	20	19+($\frac{1}{n.a}$)	20	18	18	16	20	13	15	15	11
バスルアン	17	0	0	0	0	0	14	12	11	10	2
プロボリンゴ	10	($\frac{10}{n.a}$)	($\frac{10}{n.a}$)	($\frac{10}{n.a}$)	($\frac{10}{n.a}$)	($\frac{10}{n.a}$)	10	6	2	3	1
ブスキ	5	2+($\frac{2}{n.a}$)	2+($\frac{2}{n.a}$)	4+($\frac{1}{n.a}$)	4+($\frac{1}{n.a}$)	4+($\frac{1}{n.a}$)	5	4	4	3	($\frac{5}{n.a}$)
バニユマス	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
マディウン	2	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
クディリ	6	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0
合 計	96	29+($\frac{14}{n.a}$)	25+($\frac{13}{n.a}$)	26+($\frac{11}{n.a}$)	25+($\frac{11}{n.a}$)	23+($\frac{11}{n.a}$)	76	39	33	32	15+($\frac{5}{n.a}$)

(出典) *Koloniaal Verslag*, 1870, Bijlage LL, Bijlage MM より作成。

(注) 括弧内の数字は労働力の調達方法について記録のない工場数を示す。

ワで乾季にマドゥラから出稼ぎに来る労働者などがその典型である。また、工場がこうした季節工の居住地を工場敷地内に設定する場合もある(例えば、チレボンのチルドック工場で約2000人、アルジュウィナンガン工場で1400人)。

第二は、「賃労働」のクーリーを工場周辺の農村から調達するケースである。この場合は、工場が独自にクーリーを組織的に調達することは極めて困難で、「賃労働」と称していても、実際は郡長や村長、あるいは現地人の地方有力者に依存していたようである。公的には賦役徴発を「賃労働」に切り替えた地方でも、例えばヤパラのパッキース工場では、工場が村長に「賃労働」者を調達させ、労働者一人あたり2セントのリベートを村長に支払っているし、バスルアンでは、州知事自らが各村長に毎日一定数の「賃労働」者を工場に送り込むよう指示している(1860年)。スラバヤ州知事の次の言明は、当時の「賃労働」者雇用の実態を如実に物語っている。

「首長層や関係の政庁官吏が命令を下す以外に

は、多数の契約労働者を確保する方法はほかはない。したがって、自由労働とは名ばかりで、事実は正反対である。」⁴⁶⁾ (1858年)

表11は、『植民地報告』(*Koloniaal Verslag*)から判明する、収穫労働と工場クーリーの賦役から「賃労働」への推移を示したものである。かかる公的資料によれば、1860年代後半には「賃労働」への移行が本格化したことになる。しかし、その実態は先に見たように、依然として経済外強制に依存する面を強く残していたようである⁴⁷⁾。賦役に拠ってれば、労働力を安定的

46) Elson, R. E., "Sugar Factory Workers and the Emergence of 'Free Labour' in Nineteenth-Century Java", *Modern Asian Studies*, Vol. 20, No. 1, 1986, p. 151.

47) エルソンは、賦役労働の廃止以後、少なくとも1880年代までは工場の労働力調達が経済外強制に強く依存していたと見ている。何等かの経済外強制に基づく労働力調達を重視する点では、フェッスルやブレマンの他に、ゴードン、ディヘルマンらもほぼ同じ理解に立っている。Gordon, A., "Indonesia, Plantations and the 'Post-Colonial' Mode of Production", *Journal of Contemporary Asia*, Vol. 12, No. 2, 1982.

Tichelman, F., "Problems of Javanese Labour: Continuity and Change in the Nineteenth Century (Servitude and Mobility)" *Itinerario*, Vol. 11, No. 1, 1987.

これに対してナイトは、エルソンらの理解を生産様式の接合論的把握（ゴードンは植民地生産様式）として、これを認めない。ナイトは、最新の論文でプカロンガンのウォノプリング（Wono-pringo）工場の分析を通じて次のように言う。

1850年代までは、在地首長層の賦役徴発と工場の労働力調達の間で労働力確保をめぐる対立があり、土地保有農も工場賦役を代位させる労働力として、土地なし農民（隷属民）を保持していたために、工場は労働力の調達で植民地当局に依存せざるを得なかった。しかし、1860年代に入って、在地首長層の権限縮小（賦役徴発の規制）、砂糖生産の拡大に伴う現地人農業の後退、急激な人口増加による余剰労働力の増大といった諸条件の中で、土地保有農の土地なし農（隷属民）支配も弱体化してきた。こうして下層農＝土地なし農は、表面上は賦役の代行者であろうとも、生活の実質的部分は工場労働に依存せざるを得なくなっており、既にこの時期には生産手段から分離され、自ら労働力売るプロレタリアートへと変化してきている。工場が労働力調達の際に、村長ら有力者をエージェントとしていたことは否定できないが、それは労働力の質を規定する上で重要な側面ではなく、土地なし農民を実質的にはその生計を賃労働に依存するプロレタリアートと見做すべきであり、これを前資本主義的労働力とすることは誤りである。

以上がナイト説の要点であるが、さしあたり次のような疑問点を提示しておこう。第一に、ウォノプリング工場では1866年に工場労働を全面的に賃労働に移行した際、労働力調達に困難はなかったと言うが、具体的な調達方法が明らかではないこと。第二に、工場労働者は実質的には賃労働に依存せざるを得ないと言うが、工場の操業期間は約5ヵ月であり、年間を通じて工場収入が主たる収入源になっているのか、この点も不明である。第三に、ナイトの分析は工場労働者のみに限られているが、耕作強制を強く受けると思われる作付け労働などを含めて、砂糖生産に組織されるすべての労働力に関する検討が必要であろう。総じて言えば、ナイトの所説は、ジャワの砂糖生産の発展（1860年代～プランテーション体制期）をオーソドックスな資本主義生産システムとして描くことに熱心なあまり、労働力の性格規定に関しても植民地的特質把握の視点が欠落しているように思われる。Knight, G. R., "Peasant Labour and Capitalist Production in Late Colonial Indonesia: The 'Campaign' at a North Java Sugar Factory, 1840-70", *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 19, No. 2, 1988.

に確保できること、有償と言えども栽培報酬は低額に抑えられること、あるいは労働力調達に要する費用の削減など、工場経営にとって有利な条件が存在する。「賃労働」への移行が、実は在地の支配者層に依存した旧来の体制と本質的に変化なかったとしても不思議ではないだろう。

以上のように、本節では、砂糖の強制栽培に伴って設定された工場地区と、そこで強いられる労働力の編成を概観した。

強制栽培制度は、その初期には作付から収穫・運搬に至るまで、熟練を要する一部の加工工程を除いて、ほぼ全面的に賦役労働に依存していた。やがて強制栽培の安定的展開とともに、砂糖生産の統轄権が植民地当局から工場側に漸次的に移行して、制度末期には調達する労働力も「賃労働」への移行を政策化している。しかし、当該段階では尚、工場による労働力雇用も経済外強制に依存する側面を強く残していた。

いずれにしても強制栽培地帯の農村は、砂糖生産が要求する労働力編成によって、旧来の賦役負担と農業経営に要した労働力配置の再編を強いられた。植民地当局は、旧マタラム時代の賦役收取体系を継承しながらも、それを自己の支配に要する労働力体系へと大きく編成替えたのである。これによって農民経営も、もはや旧来の形態を維持しえず、砂糖の生産体系に制約されて、その変容を強いられたのである。

そこで次に、その労働（賦役）を担う農民諸階層の編成について、特に近年注目されている隷属民の存在形態を中心に検討してみよう。

Ⅲ. 農民の身分編成と賦役負担

——隷属民を中心に——

これまで19世紀ジャワの土地制度や土地を保有する直接生産者農民の存在形態は、主に『ジャワ・マドゥラにおける現住民土地権調査最終

提要』⁴⁸⁾(以下、『提要』と略記)を利用して行われてきた。『提要』が植民地政庁による土地保有権の実態調査であったために、農民の土地保有の具体的内容やそれに付随する権利=義務負担、あるいはその地域差などは、ある程度明らかになっている。しかし、『提要』の史料制約から、農民の階層構成や階層によって異なる権利=義務負担の分析などは等閑視されてきたように思われる。つまり、土地保有農民の存在形態についてはある程度明らかにされているが、それ以外の諸階層については不明瞭な点が多い。本稿が、土地(耕地)を持たぬ隷属民の分析を中心に据える所以である。

なお、隷属民の存在形態について検討する前に、ウムフローヴェ史料から土地保有農民についてもいくつかの新たな事実が判明するので、まずこの点に触れておこう。

1. 土地保有農民の階層格差

植民地政庁は、強制裁培制度の導入に伴う諸賦役を原則として土地保有農民に課した。これは、マタラム時代の土地所有=税収取体系が、土地保有者を租税・賦役の賦課対象としており、植民地政庁はマタラム国家の収取権を継承することを建前としていたからである。一般に土地保有農民は村落内の中核的存在であり、正規の共同体成員として村落会議の出席や村役人の選出権などを持ち、その成員資格は土地保有権とともに相続された⁴⁹⁾(土地共有制地帯では耕地の割替を受ける権利の相続)。

ところで、植民地当局によって土地共有制が導入=強化された地方(主に中・東部の平野部水田地帯)では、土地保有農民は等しく割替地の分配をうけるものと考えられ、少なくとも土地保有農民に関しては同質的なイメージで捉えられることが多かった(土地の個別的保有権が確立している地方では、既に前節で指摘したよ

うに、土地保有規模および経営規模に一定の分化が見られる)。しかし、ウムフローヴェ史料によれば必ずしもそうではなく、少なくとも次の2点において、土地共有制地帯でも土地保有農民の間に階層差が存在する。

第一に、土地共有制が最も強固であったと考えられるスラバヤ地方などに典型的にみられる制度として、土地保有農民(当該地方ではゴゴール—Gogol—と呼ぶ)が2階層に区分されることである。それは、上位ゴゴール(Gogol-moeka)と下位ゴゴール(Gogol-blakang)である。すべてのゴゴールは、村落会議の出席と議決権を持ち、耕地の割替を受ける権利を有するが、次の点でこの2階層は区別される。すなわち、上位ゴゴールは、より重い賦役負担(遠方への出役や重労働など)を課せられるゴゴールで、村長・村役人(村役人は村長が有力農民から任命する場合もある)は常にこのクラスから選出される。言い換えると、村長・村役人の被選出権を得るには、このクラスに属さねばならない。当地の慣習によれば、各ゴゴールはこの2階層の間を移動できることになっている。事実、毎年交替制をとる村落もあったようだが、その場合も史料には「上位ゴゴールは義務負担が重いため、その従者や家族が諸義務の履行を援助できないと、下位ゴゴールに留まることを望む」⁵⁰⁾とあり、後述の隷属民をかかえるような有力農民が上位ゴゴールに位置する条件を備えている。また、耕地の割替に際して、村長→村役人→上位ゴゴール→下位ゴゴールの順で持分地を指定していくので、村長・村役人を含む上位ゴゴールが耕地保有の面でも有利な立場にあった。

このような土地保有農民の間の身分資格上の差異に加えて、第二の階層差は、耕地保有規模の格差である。周知のように、職田制(村長・村役人がその役職に応じて得る耕地、通常最も肥沃な水田)が発達した地方では、村長・村役人は一般の土地保有農民に比して相当大規模な

48) *Eindresume* , *op. cit.*

49) *Monografie van Goedo*.

50) *Ibid.*

表12 地 方 別 職 田 概 要 (1883年)

	全 村 落 数	職田をもつ 村	村落内の職田の位置		職田総面積 (バウ)	一 村 落 あたりの 職田規模 (バウ)
			固 定 し て い る 村 落	割 替 え る 村 落		
西部ジャワ						
バ ン テ ン	1,542	189	189	—	965	5.1
バ タ ビ ア	13	13	13	—	26	2.0
ク ラ ワ ン	175	—	—	—	—	—
チュリボン	1,196	1,168	992	176	69,326	59.4
ブリアンガン	1,552	31	31	—	384	12.4
中部ジャワ						
ト ッ ガ ル	1,044	821	704	117	17,573	21.4
ブカロンガン	1,245	1,123	1,120	3	16,762	14.9
ス マ ラ ン	2,232	2,179	2,179	0	58,511	26.8
ヤ バ ラ	1,240	1,092	1,056	36	43,035	39.4
パニユマス	1,326	1,236	943	293	43,100	34.9
バ グ レ ン	2,652	2,445	2,115	330	35,003	14.3
ケ ド ッ	2,924	2,910	2,910	—	17,781	6.1
東部ジャワ						
レ ン バ ン	2,042	1,884	1,774	110	40,290	21.4
ス ラ バ ヤ	4,834	4,423	1,212	3,211	45,045	10.1
マディウン	1,557	1,517	1,435	81	39,341	25.9
ク デ ィ リ	1,420	1,350	1,123	227	28,630	25.5
パスルアン	1,776	1,655	520	1,135	18,652	11.3
プロボリンゴ	555	331	331	—	2,809	8.5
ブ ス キ	682	138	138	—	808	5.9
合 計	30,007	24,505	18,785	5,720	478,041	19.5

(出典) *Koloniaal Verslag*, 1883, Bijlage P, pp. 2-3, 6-7 より作成。

耕地を別個に所持していた。既に旧稿⁵¹⁾で指摘したことだが、中部ジャワで大規模な職田所有が慣行となっている地方では、村長などは土地保有農民の平均的規模の数倍～十数倍の水田を職田として所持していた。表12は、地方別の職田規模が判る『植民地報告』(*Koloniaal Verslag*)の統計であるが、同表によれば、同じ砂糖の強制栽培地帯でも、中部諸州に比して東部のスラバヤやパスルアンなどは職田の規模がはるかに小さい。しかし、土地共有制の当該地方でも、土地の割替それ自体の中に保有規模の格差を制度化している例がある。スラバヤでは、

51) 拙稿「中部ジャワにおける地主制の形成と甘蔗プランテーション」『一橋論叢』第81巻第5号, 1979年5月。

村長はゴゴール持分地の2～3倍を、村役人はその役職に応じて1.5～2倍の保有を認めている⁵²⁾。パスルアンでも「村長が大家族や必要な労働力をもっていれば、持分地を2つまたは3つ分保持できる」⁵³⁾と言う。ウムフローヴェ史料では、職田制について言及していないが、表12を参照すると、スラバヤなどは職田も割替の対象となっている村が多く、そうした村では村長・村役人が割替時により大きな持分地を得て、それを職田として所持していたものと思われる。

村長・村役人だけではない。パニユマス地方では、「自らの持分地を耕作できない、あるいは

52) *Monografie van Koning Willem II.*

53) *Monografie van Bekassie Oost.*

その意志のない農民は、多くの水牛やラヤット（当地の隷属民——引用者）を処分できる富裕な農民に持分地を譲る。これによって、ブクル（村長）や富裕な農民は、本来認められたものより多くを保有する。⁵⁴⁾この例では、上層農民が、土地の貸借関係を通じて他の持分地保持者よりも大規模な経営を行っていることを窺わせている。

このように、村長・村役人をはじめとする上層の有力農民は、その役職や土地貸借によって、一般の土地保有農民よりも優等で、大規模な耕地を得ていたようである。しかも彼らは、上のパニユマスの事例のように、その経営には様々な隷属民を使役している。後段との関連で重要な論点なので、そのことを示す史料をいま少し補足しておこう。

「ゴゴールは、自ら持分地を耕作するが、他人を使用することもある。それは、食糧や貨幣で働くブルー（労働者）の場合もあれば、親族であったり、また生産物の一定部分に対して労働する者の場合もある。これらの人々は、ゴゴールの負担する様々な賦役の履行に際してもゴゴールの所にやってくる。」⁵⁵⁾（パスルアン地方）

「ジャンゴル（土地保有農）は、住み込みのボンドクやブジャン（いずれも隷属民——後述）に持分地の労働を援助させる。」⁵⁶⁾（トゥガル地方）

「彼ら（隷属民）は、主人の耕地の一部を耕作し、普通は収穫の5分の1を得る。彼らは、主人の賦役をも代行する。この階級は広範に存在し、農業にとっては欠かせないものである。」⁵⁷⁾（クディリ地方）

このように、土地共有制の地方でも、土地保有農民の間に身分資格上の、あるいは保有規模の点で一定の格差が存在したものと考えられ

る。

2. 隷属民の存在形態

さて、すでに前節からも部分的に明らかになっているように、当該期の農民は土地保有農民だけで構成されていたわけではない。また、既述のように近年の注目すべき諸研究でも、土地（耕地）を持たぬ下層の農民層が構成的比重をもって存在することが指摘されている。オンホッカムやブレマンは、土地保有農民が開村者の子孫であるのに対して、土地なし農民は後続の移住者（主に異民族）であろうと考えているが、その歴史的起源について定説があるわけではない。また、かかる土地なしの下層農民は、土地保有農民を主人として、主人宅に住み込む隷属民と見做されているが、その隷属度の違いによる下層農民の階層差や地方的特徴など、その存在形態はまだ明らかにされていない。さらに、こうした下層＝隷属民は、既にマタラム時代から広範に存在し、一定の身分体系の下に編成されていたと考えられるが、植民地体制に移行して、彼らが植民地労働力編成の中にどのように位置づけられたのかが問われねばならない。マタラム時代には規則的な賦役負担の対象とは見做されず、せいぜい災害時などの臨時の国家賦役の賦課対象にすぎなかった下層＝隷属民が、強制栽培制度という過酷な賦役収取体制の下で、どのような労働力として位置づけられたのであろうか。

ところで、ナイトやエルソンは、19世紀段階における土地なし農民の存在をギアツ的な均質的農村社会像を批判する有力な根拠としており、これは研究の前進面として評価できる。しかし彼らは、かかる土地なし農民を19世紀初頭以来の商品生産＝貨幣経済の展開を背景とする農民層の近代的分解の所産とみているようであり、この点で筆者と意見を異にする。結論を先取りして言えば、少なくとも19世紀中葉段階までの土地なし農民は、マタラム時代に在地権力が編成した身分体系の最下層に位置する隷属民

54) *Monografie van Kaliebagor*.

55) *Monografie van De Hoop*.

56) *Monografie van Kemanglen*.

57) *Monografie van Pesantren*.

であろうと思われる。この点の詳しい論証は、史料制約から困難ではあるが、以下では強制栽培期の下層＝隷属民の存在形態を検討する前に、まず先行する時代における農民の身分階層制について触れておきたい。ただし、管見の限りでは極めて史料が乏しく、ここではオランダ直轄領編入直前のバグレン地方（旧内領——図2参照）とすでに直轄領となっているプリアンガン地方の事例を素材として、いずれも封土制下の農民の身分編成を垣間見るに留めたい。

(1) 封土制下の身分編成

① バグレン＝旧内領の農民層

ここでは、コールマン (M. H. J. Kollmann) が明らかにしている植民地化前のバグレンの農民構成を要約紹介しておく⁵⁸⁾。

バグレン地方は、1830年にオランダ直轄領に編入された一地方で、マタラム王国では封土制が発達した内領に属していた。オランダ領編入前の領地は、王の直轄領、国家賦役賦課地、官僚＝在地首長の封土から成っていた。これらの領地は複雑に入り組んで存在しており、上級土地所有者の税収権も領地毎に多様であるが、本稿はマタラムの土地制度を課題とするものではないので立ち入らない。

住民の構成を見ると、およそ4つ（ないしは5つ）の身分階層に区別できる。第一に、当該地方ではクーリー・バク (Koeli bakoe) と呼ばれる土地保有農民で、中核的農民としてすべての賦役と租税を負担する。第二は、リンドゥン (Lindoeng) という階層で、宅地と家屋は所持するが耕地は持たず、主に農業以外の生業に従事する人々で、小商人や職人が多い。第三は、ポンドック (Pondok) という土地なしの農民層で、土地保有農民であるクーリー・バク＝主人に隷属する。ポンドックはさらに上下の

2階層に区分される。その上位に位置する者は、ポンドック・テンペル (Pondok tempel) で、クーリー・バク＝主人の宅地内に家をもつことが許され、家計も主人とは別である。下位は、ポンドック・スルスブ (Pondok sloes-soeb) で主人宅に住み込んでいる。ただ、次のラヤット (Raijat) と異なる点は、主人から衣食を与えられることがなく、基本的には家計を別にしていることである。第四、つまり最下層に位置するのがラヤットである。ラヤットは、主人宅に住み込み、衣食も主人から与えられる最も隷属度の強い農民であり、主人の命じる様々な雑業に従事する。

このようにバグレン地方でも、マタラム時代から農民層が一定の身分序列をもって編成されていたことが判る。上記の第三および第四の階層が土地保有農民に従属する隷属民と考えられるが、それも隷属度によって階層差があり、隷属民の多様な存在が推察される。史料では、隷属民の起源や構成比、あるいは身分変更の有無などには触れていないが、「有力農民は多くのラヤットをかかえて大家族構成」であるとか、「相当数のポンドックやラヤットが存在」するといった指摘があり、隷属民が一定の構成的比重をもって存在したことを窺わせている。

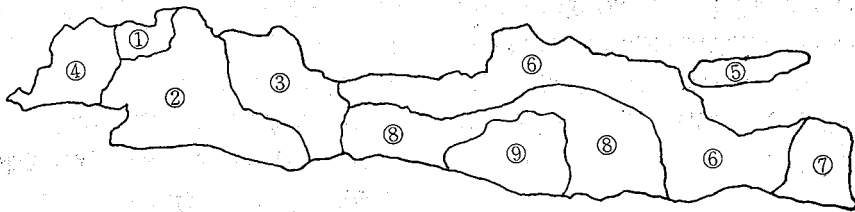
② プリアンガン地方（オランダ直轄領）の農民層

次に、プリアンガン地方の事例を見てみよう。史料は、キンデル (A. W. Kinder de Camarecq) が1856年に行った一つの村落についての調査である⁵⁹⁾。プリアンガン地方は、調査時点では既にオランダの直轄領でコーヒーの強制栽培地帯であったが、在地首長＝プパティが独自に展開した封土制がなお存続していた。調査村はスンビル村 (desa Sembir) で、調査時の耕

58) Kollmann, M. H. J., "Bagelen onder het Bestuur van Soerakarta en Djokdjakarta", *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, Vol. 14, 1864.

59) Kinder de Camarecq, A. W., "Bijdrage tot de Kennis der Volks-instellingen in de Oostelijke Soenda-Landen", *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, Vol. 10, 1861.

図 2 オランダのジャワ植民地化



各地方の直轄領となった時期

- ① バタビア (1619)
- ② ブリアンガン (1677)
- ③ チェリボン (1679-1813)
- ④ パンデン (1684-1809)
- ⑤ マドゥラ (1705-1743)

- ⑥ 東北海岸領 (1743)
- ⑦ バランバンガン (1777)
- ⑧ 外領 (1830)
- [⑨ 内領→(王侯領)]

地は農民保有地42バウと、ブパティ(レヘント、植民地行政機構では県長)が下級官吏や親族に下賜した封土の31バウから成り、農民にはコーヒーの強制栽培が課せられていた。

まず、農民保有地の構成をみると、チャチャ・バク (Tjatjah bakoe) と呼ばれる中核農家が17世帯あり、その合計で22バウを所持している。彼らは、開村者の子孫で正規の共同体成員とみなされており、その中から村長や村役人が選出される。このチャチャ・バクを主人として隷属する農民層がムヌンパン (Menoempang) と呼ばれ、調査時には44世帯存在し、そのうちの13世帯が合計で4バウを保有していた。ムヌンパンはかつては全く耕地を保有していなかったが、当該地方では1785年ごろからムヌンパンの一部にも土地保有が認められるようになったと言う⁶⁰⁾。これは、植民地当局によるコーヒー栽

培の拡大で、不足する栽培賦役の負担者を補充するためであった。彼らの主人に対する労働内容は以前と変わらず、主人の農作業・賦役の援助や家事雑業が中心であったが、植民地支配の深化とともに、隷属民の義務負担内容に部分的な変化が見られる点は注目しておきたい。

次に、村落内の封土の構成をみると、10人のジュラガン (Djoeragan) と呼ばれる封土所有者が、合計31バウの封土を所有している。封土は、ブパティの命令で17~18世紀にかけて開墾された土地で、特定の家系による相続を認めていると言う。封土を耕作する農民はパヌカン (Panoekang) と呼ばれたが、興味深い点は、

期にブリアンゲルに移住して来た人々で、あるレヘント領での抑圧に耐えかねて他のレヘント領に移住して来たのである。したがって、彼らも元の土地ではブミであった。かつてヌンパンゲルは、レヘントによってすべての賦役と義務栽培を免除されていた。——中略——1785年、コーヒー栽培が一層強化された時以来、ブミの数が不十分と判断され、より多くの供出を満たすためにコーヒーの植付義務をヌンパンゲルにも課することになった。」Nederburgh, S. C. H., "Consideratiën over de Jaccatrasche en Preanger-regentschappen onder Batavia Sorteierende en of daaruit Meerder Voordeeler dan Thans, voor de Compagnie te Behalen zijn?", *Tijdschrift voor Indisch Taal-, Land-, en Volkenkunde*, Vol. 3, 1855, pp. 119-120.

60) ブリアンガン地方のコーヒー栽培地帯における義務負担慣行の変容については、ネーデルブルフ (S. C. H. Nederburgh) の次の指摘が興味深い。

「ブリアンゲルの現住民は、2つの祖先に分けられる。一方はブミ (Boemie) と呼ばれ、他方はヌンパンゲル (Manoempanger), 短縮してヌンパンゲル (Noempanger) とも言う。ブミは土地の祖先で、昔からレヘント (ブパティ) や下位首長に対してすべての賦役義務を負っている。彼らは、代々コーヒーやコショウを植えねばならなかった。——中略——ヌンパンゲルは、ある時

彼らが村落行政から完全に独立して封土所有者の支配下にあり、本来は国家の課す諸賦役も免除されていたことであり、更に当該段階では彼らにもコーヒーの栽培賦役が強いられていることである。また、有力パヌカンの経営内にもムンパン（隷属民）が存在したと言うが、その構成は明らかではない。

以上、限られた史料から断片的な事実を指摘したに過ぎないが、それでもマタラム時代の封土制下において、在地権力は農民諸階層を一定の身分体系に編成していたものと推察できる。しかも、ブリアンガンの事例からは、ムンパンの土地保有、パヌカンのコーヒー栽培負担など、植民地化の深化とともに農民諸層の義務負担内容の変容、つまり直接生産者の再編成の進

展が考えられる。そこで次に、本稿の対象とする強制裁培期における隷属民の構成と存在形態の検討に移ろう。

(2) 強制裁培期の隷属民

① 隷属民の身分呼称と存在形態

本節では、再びウムフローヴェ史料に拠って、強制裁培期の労働力編成における隷属民の位置について考える。

まず表13で、地方別に隷属民の身分呼称の代表例を史料から拾ってみた。土地保有農民も地方によって呼称が異なるが、隷属民もその身分に応じて地方毎に多様な呼称を持つことが判る。まず気付く点は、第一に、同じ呼称でも地方によって存在形態が異なることである。例えば、隷属民の呼称として広く知られるムンパン

表13 農 民 の 身 分 呼 称 (代表的事例)

理 事 州	土地保有農民	隷 属 民		臨 時 ・ 日雇労働者
		家屋のみ保有	住 み 込 み	
西部ジャワ				
チュリボン	Sikep	Menoempang	{ Menoempang (既婚) Boedjang (独身)	Koelie
ブリアンガン	Tjatjah bakoe			
中部ジャワ				
トゥガル	Djanggal	Pondok karang	{ Pondok (既婚) Boedjang (独身)	Boedjang
ブカロンガン	Sikep	Orang doewoeng	{ Mondok Menoempang	
ヤバラ	Orang koewat		Menoempang	
バニユマス	Koelie		Rajat	
バグレン	Koelie		Rajat	
ケドゥ	Koelie bakoe	{ Tempel Menoempang	{ Glangsor Menoempang Rajat	
東部ジャワ				
スラバヤ	Gogol	Angoeran	{ Karangkopek (血縁：既婚) Sinoman (血縁：独身) Menoempang (非血縁)	Boeroeh
マディウン	Koelie koewat		Menoempang	
クディリ	Samahan		Menoempang	
バスルアン	Gogol		{ Kempitan (血縁：既婚) Djoko (血縁：独身) Mondok (非血縁)	
プロボリンゴ	Kentjéng		{ Menoempang Magang	Boeroeh

(出典) 表4に同じ。ただし、ブリアンガンは Kinder de camareaq, A. W., "Bijdrage...", 1861, バグレンは Kollmann, M. H. J., "Bagelen...", 1864, ケドゥは Wiselius, Onderzoek..., 1888, より作成。

(注) 空白部分は代表的事例として特定することが困難なもの。

ン (Menoempang) は、プリアンガンでは家持ちの隷属民にも住み込みで家族持ちの隷属民にも使われるが、パニユマスでは家持ちの隷属民のみを指し、逆にヤバラ、スラバヤなどでは主人宅に住み込む隷属民のみに使われている。第二には、住み込みの隷属民の場合、地方によっては家族持ちと単身で呼称が異なることである (プリアンガン、トゥガルなど)。更にこの区別に加えて、スラバヤやパルアンのように、血縁者而非血縁者を区別し、非血縁者が呼称を異にするケースもある。

このような隷属民の呼称の違いは、主人への隷属度の差異による隷属民の序列を示している。それは、家持ちであるか、住み込みであるかという外見上の違いとしてはっきり表れる場合もあれば、時には同じ住み込みでありながら血縁の有無によって序列化される場合もある。この序列化の意味も多面的な検討が必要だが、さしあたり注目しておきたいのは、先に指摘したスラバヤの血縁者而非血縁者を区別する例で、ここには身分資格の明確な区別が存在する。一般的に言えば、隷属民は正規の共同体成員 (土地保有者) への道が閉ざされているわけではなく、村落会議 (出席者は土地を保有する成員) で様々な負担義務の履行能力ありと認められると、上位身分への上昇は少なくとも制度上は可能であった (実際にこの規律がどの程度機能していたかは不明)。したがって、隷属民が異民族の場合も当該住民と同化する可能性はあった。ところが、スラバヤのムヌンパン (住み込みで非血縁の隷属民) は、上位身分への身分変更が認められず、この点では他の隷属民と決定的に異なっていた。主人への隷属度が極めて強い存在と言えよう⁶¹⁾。

逆に、主人への人格的依存度が、かなり弛緩していると思われる例もある。例えば、チレボン地方のブジャン (Boedjang) は期限付きの隷属民であり、一収穫期または一年の期限で主

人と契約を結び、主人宅に住み込んで様々な雑業に従事する⁶²⁾。年季奉公人とでも言うべき存在なのかもしれない。あるいは、パルアン地方でクンピタン (Kempitan) と呼ばれる住み込みの隷属民は、史料によれば、そのほとんどが主人の保有地を借入する分益小作農 (先に指摘したパロアン) となっていると言う⁶³⁾。彼らが、分益小作農として特定の労働にのみ従事するとすれば、農業経営の面で一定の自立を達成していることになり、主人への隷属度はかなり弛緩しているものと見ることができる。

こうした地域差の要因についても本来なら検討すべきだが、史料的制約からその社会経済的背景を探ることは難しい。厳密な地帯構造の分類は出来ないが、おおざっぱな特徴として言えば、旧マタラムの中心地や東北海岸地方の平野部 (バグレン、ケドゥ、スラバヤなど)、つまり肥沃な水田地帯で農業の長い歴史をもつ地方では、隷属民内部の構成と序列化が複雑なのに対して、主に移住民によって比較的新しく開発された周辺地域 (マドゥラ人が多く居住するプロボリンゴ、ブスキなど) では、概して隷属民の自立度が高いようである。

② 隷属民の構成比

次に隷属民の構成比を示すが、ウムフローヴェ史料でこの点について報告しているものは僅かしかなく、しかも報告書によって精度が異なるので、以下ではまず地方別ないしは工場地区別に見てみる。

史料の中で、農村世帯の階層構成について比較的詳しく調査しているのがトゥガルのケースである。これを表14に掲げる。7つの工場地区の集計で、3万5,376世帯の階層別世帯数とその構成比を示したものである。これによれば、当該地方でジャンゴル (Djanggol) と呼ばれる土地保有農民は、1万1,520世帯32.6%を占めている。これに対して、隷属民はオラン・モ

61) *Monografie van Ketegan, Monografie van Watoetoelis*, その他。

62) *Monografie van Tersana*.

63) *Monografie van Sarie Redjo*.

表14 トゥガル：農村世帯の階層構成

工 場 名 (郡)	Kemanglen	Pangkah	Lemahabang	Pagongan	Adiwarna	Djatibarang	Doekoewringen	合 計	構成比 (%)
1. 賦役負担免除の特権層									
a. 貴族, 首長, 地方官吏	17	13	12	104	7	34	1	188	0.5
b. 聖職者	96	70	40	104	66	130	56	562	1.6
c. 村役人	211	366	150	263	120	609	179	1,898	5.4
d. その他 (警官, 兵士, 首長の私的従者等)	121	198	420	391	116	754	89	2,089	5.9
(合 計)	(445)	(647)	(622)	(862)	(309)	(1,527)	(325)	(4,737)	(13.4)
2. 耕地保有の中核農民 (Djanggol)									
a. 栽培賦役負担者	1,600	1,600	300	600	1,600	1,600	1,600	8,900	25.2
b. 工場賦役	85	—	—	—	—	—	89	174	0.5
c. 国家賦役のみ	145	355	613	526	45	631	131	2,446	6.9
(合 計)	(1,830)	(1,955)	(913)	(1,126)	(1,645)	(2,231)	(1,820)	(11,520)	(32.6)
3. 非耕地保有の独立世帯									
a. 商人, 職人	70	16	43	151	8	55	71	414	1.2
b. 工場賃労働者	5	—	243	149	7	20	2	426	1.2
c. その他 (老人, 寡婦, 身障者など)	186	304	364	682	136	284	178	2,134	6.0
(合 計)	(261)	(320)	(650)	(982)	(151)	(359)	(251)	(2,974)	(8.4)
4. 隸属民 (Orang mondok)									
a. ボンドク・カラシ (Pondok karang)	1,038	881	146	2,058	940	462	1,152	6,677	18.9
b. ボンドク (Pondok)	507	130	583	249	152	1,398	660	3,679	10.4
c. ブジャン (Boedjang)	1,368	1,276	217	121	831	794	1,182	5,789	16.4
(合 計)	(2,913)	(2,287)	(946)	(2,428)	(1,923)	(2,654)	(2,994)	(16,145)	(45.6)
合 計	5,449	5,209	3,131	5,498	4,028	6,671	5,390	35,376	(100)

(出典) *Monografieën van Suikerfabrieken in de residentie Tegal.* より作成。

ンドク (Orang mondok) という総称をもつが、さらに分類すると、家持ちのポンドク・カラン (Pondok karang) が6,677世帯で18.9%, 住み込みで家族持ちのポンドク (Pondok) が3,679世帯で10.4%, 住み込みで独身のブジャン (Boedjang) が5,789人で16.4%となり、隷属民全体の構成比が45.6%となって、土地保有農民の構成比を上回る。

表15 カリボゴル地区(パニユマス)の農民とラヤット

村落番号	農民数	ラヤット数	村落番号	農民数	ラヤット数
①	113	144	⑩	39	34
②	121	177	⑪	106	80
③	95	174	⑫	21	11
④	56	24	⑬	32	20
⑤	77	66	⑭	36	26
⑥	11	1	⑮	18	18
⑦	13	15	⑯	29	24
⑧	49	35	⑰	25	11
⑨	37	19	⑱	17	16
⑩	38	17	⑲	9	9
⑪	79	58	⑳	10	4
⑫	86	59	㉑	17	4
⑬	27	28	㉒	6	6
⑭	9	13	㉓	21	10
⑮	19	12	㉔	18	15
⑯	27	28			
⑰	27	25	合計	1,347	1,278
⑱	34	30	(%)	(51.3)	(48.7)
⑲	25	17			

(出典) *Monografie van Kaliebagor*, より作成。

次に、表15がパニユマスのカリボゴル工場地区のものである。ここでは、クーリー (Koeli) という土地保有農民と住み込みの隷属民であるラヤット (Rayat) の構成比が、工場の支配する34カ村について村落別に判る (この外にムヌンパンという家持ちの隷属民がいるが、その数は判らない)。34カ村を集計すると、土地保有農民が1,347人で51.3%, これに対してラヤットは1,278人で48.7%となる。また表16は、マディウンのプルワダドゥ (Poerwadade) 工場地区の階層構成である。クーリー・クワット (Koeli koewat) と呼ばれる土地保有農民が全階層に対して41.5%の構成比となり、一方住み込みの隷属民であるムヌンパンは14.7%である。表17は、ブスキの5つの工場地区について、土地保有者と分益小作農であるパロアンの構成比を見たものである。既述のように、このパロアンの

表16 プルワダドゥ地区(マディウン)の階層構成

諸階層	人数	構成比
(1) 上級首長・官吏	230人	6.3%
(2) 村長・村役人	396	10.8
(3) 宗教関係者	113	3.1
(4) 職人	340	9.2
(5) 農民	1,529	41.5 (73.9)
(6) ムヌンパン	541	14.7 (26.1)
(7) その他	531	14.4
合計	3,680	100

(出典) *Monografie van Poerwadade*, より作成。

表17 ブスキ農村の階層構成

工場	地区内村落数 (栽培賦役担 負)	農民諸階層			合計
		土地保有者	パロアン	季節労働者	
(1) Wringin Anom	38	2,024	224	250	2,498
(2) Oléan	10	972	189	150	1,311
(3) Pandjie	20	1,785	582	250	2,617
(4) Boedoeear	24	2,266	522	50	2,838
(5) De Maas	55	3,951	117	20	4,088
合計	147	10,998	1,634	720	13,352
(構成比 %)		(82.4)	(12.2)	(5.4)	(100)

(出典) *Monografieën van suikerfabrieken in de residentie Besoeiki*, より作成。

表18 ケドゥ州の世帯分類 (1888年)

分 州	Magelang					合 計	
	Balak	Remameh	Menoreh	Ngasinan	Probolinggo		
人 口	55,432	41,310	97,888	52,698	122,739		
村 落 数	183	211	376	221	433		
A. 独立地帯	8,276	6,70	16,410	9,434	20,506		
B. 隷属民世帯							
Mondok tempol (家持ち)	1,734	1,642	2,788	720	5,787		
Menoempang (住み込み)	3,969	2,006	5,828	994	8,881		
	Temanggoeng					合 計	%
	Djetis	Kedoe	Lempoejang	Soemowono	Prapag		
	56,168	129,808	41,239	43,814	29,809	670,905	
	264	290	175	83	126	2,362	
	10,230	12,435	8,073	1,628	5,338	98,600	63.4
	2,444	1,712	858	7,468	449	25,602	16.5
	948	5,567	3,145	28	16	31,382	20.2

(出典) Wiselius, J. A. B., *Onderzoek naar den Omvang van de Heeren-en Desadiensten in de Residentie Kedoe*, Mailrapport 1888 no. 54, Min. van Koloniën, no. 6464 A より作成。

表19 賦役負担世帯の比率

理 事 州	工 場 地区数	全 世 帯 数	耕 地 保 有 世 帯 数	非 耕 地 保 有 世 帯 数	賦 役 負 担 世 帯	
					裁 培 賦 役	国 家 賦 役
チュリボン	10	41,954	22,199	19,789	21,136	37,543
トゥガル	9	38,534	22,469	15,959	13,338	14,399
ブカロンガン	3	12,347	10,109	2,238	8,726	9,067
スマラン	4	27,410	18,171	9,289	10,033	16,610
ヤパラ	9	39,820	32,122	6,893	25,011	30,114
パニユマス	1	2,264	1,546	519	1,347	1,655
レンバン	2	6,538	5,772	765	2,240	4,629
スラバヤ	18	76,184	52,407	23,782	61,709	71,208
マディウン	2	6,800	3,744	3,056	3,104	3,087
クディリ	6	23,603	13,896	6,050	14,346	14,058
パスルアン	17	44,046	26,822	14,876	27,663	37,402
プロボリンゴ	10	37,054	20,988	16,156	28,411	28,745
ブスキ	5	17,676	11,028	6,448	9,924	13,437
合 計	96	374,230	241,273	125,820	226,988	276,954
全世帯に対する 比率 (%)			64.5	33.6	60.7	74.0

(出典) 表4に同じ。

大部分が隷属民によって構成されているものと思われる。ここでは土地保有農民の比率が高く82.4%、パロアンが12.2%となる。また表18はウムフローヴェ史料ではないが、補足史料として、筆者が現在入手している史料の中で、隷属民の構成が判明する数少ない事例である。同史料は、ケドゥの州知事 ヴィセリウス (J. A. B. Wiselius) が1880年代に住民の賦役負担について行った調査の一部で、同地方の10の郡全域の世帯構成が判る。これによれば、独立した世帯が構成比で63.4%であるのに対して、隷属民の方は家持ちのモンドク・トゥンプルが16.5%、住み込みのムヌンパンが20.2%となる。

以上、史料から判明する事例で隷属民の構成比を示した。既述のように、農民の階層構成を具体的数値で得られる史料は限られている。そこで次に、表19によって、ウムフローヴェ史料で得られる世帯構成から調査地域全体の隷属民の構成比を推定してみよう。同表の耕地保有世帯には、旧貴族や現地人上級首長・官吏、聖職者などの賦役免除の特権層を含んでいるので、これを除外した栽培賦役負担世帯がほぼ一般の土地保有世帯に近似するものと思われる (60.7%)。一方、非耕地保有世帯にも、農民以外の商人や職人 (一般的には栽培賦役以外の国家賦役のみ負担) を含むので、農業外のこの階層を他の事例 (例えば前掲表16) から判断して全世帯の10%、あるいは多めに見て20%程度と仮定しておくこととなる。上の個別事例からも判るように、隷属民の構成比は地方的差異を伴うものであるが (その社会経済史背景についてはさしあたり問わない)、いずれにしても各地方において様々な隷属民が一定の構成的比重をもって存在したことは疑いのないところである。

③ 隷属民の義務負担

既に指摘したように、土地を保有しない隷属民は正規の共同体成員とはみなされず、マタラム時代には、災害時などに国家が臨時に徴発す

る賦役を除いて、賦役負担を免除されているのが通例であった⁶⁴⁾。しかし、ウムフローヴェ史料に拠れば、強制栽培制度の拡大とともに隷属民の義務負担慣行が変化しているものと思われる例がある。例えば、スラバヤ地方の家持ち隷属民アングラン (Angoran) や住み込みの家族持ちで主人と血縁関係にあるカランコベック (Karangkopek) などは、村落共有地から小地片 (一般の土地保有農民の1/2~1/4程度) を得て、相応の栽培賦役を負担している。またアングランの場合は、栽培賦役のみならず、工場でのクーリー賦役も義務づけられている⁶⁵⁾。強制栽培制度の拡大に伴って、賦役負担者を増やすために取られた措置であろうが、この地方では、先にみたブリアンガンの例のように、隷属民の一部は既に土地保有を認められ、賦役負担者の一翼を担っているのである。こうした事例は他の地方の史料にも散見されるので、以下に若干引用しておこう。

「アジェック (Adjek, トゥガル地方の隷属民の総称——引用者) が公的に要求される賦役は特別賦役 (災害、飢きん、政府高官の護衛など) のみであるが、村長が彼らに持分地の1/2~1/4を与えて、簡単な賦役を行わせることがある。これは、あくまで村長とアジェックの私的契約である。」⁶⁶⁾ (トゥガル地方)

「ドゥヌン (家持ちの隷属民) やモンドク (住み込み) も村落共同体の土地に持分地を得て、軽い国家賦役や時には栽培賦役も行う」⁶⁷⁾ (ヤバラ地方)

「クンチュン・トゥブ (Kentjeng teboe) と呼ばれる人たちは土地なし農民だが、甘蔗作付地の持分を与えられ、相応の賦役負担によって栽培報酬を得ている。」⁶⁸⁾ (プロボリンゴ地方)

「クーリー・ストゥンガッ・クワット (Koeli setengah koewat) は、クーリーの1/2~1/4の持

64) *Monografie van Kemanglen*.

65) *Monografie van Goedo*.

66) *Monografie van Kemanglen*.

67) *Monografie van Langsel*.

68) *Monografie van Wonolangan*.

分地を得る者で、賦役負担もそれに応じて $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{1}{4}$ である。」⁶⁹⁾(マディウン地方)

上記の前2者の例は、隷属民の義務負担のみの変更のようであるが、後2者の例では、一定の持分地を得る隷属民が特定の階層として他の隷属民から区別されている。また事例はわずかしが得られないが、農民以外にも栽培賦役を拡大負担させている地方もある。それは、ブスキ地方のマゴン(Magong)と呼ばれる人々で、独自の宅地と家屋を所持し、主に農業以外の生業に就く階層であるが、彼らにも農民の賦役負担者が足りなくなると国家賦役や栽培賦役を義務づけていると言う⁷⁰⁾。

次に、隷属民の労働内容であるが、この点についてウムフロヴェ史料は僅かしか触れていない。前節で示した事例の外に、バニュマスの報告書で「村長や村役人も持分地に対して栽培賦役を負担するが、彼らのほとんどはラヤットに耕作させる」⁷¹⁾と指摘しており、またトゥガルでは「アジェックは、主人宅での家事のほかに、国家賦役や栽培賦役、それに稲作にも従事する」⁷²⁾とあり、村長や村役人を兼ねる有力土地保有農民が、賦役履行や農作業に隷属民を動員していたことを窺わせている。ウムフロヴェ史料には、この点の記述が少ないので、他の史料で補足しておこう。

「ムヌンパンは、まぎれもなく住民の家畜である。彼らは、主人の決められた労働や様々なサービスを提供するよう強いられる。それは主人の嫌う負担で、道路整備、夜警、政庁物資の運搬などである。」⁷³⁾(チレボンの州知事レポート)

「共同的所有地に持分地を持たず、ムヌンパンと呼ばれる何百万もの現地人がいる。彼らこそ土地を耕し、プマイカン(Pemajikan)＝主

人に様々なサービスを提供している。そのサービスは、彼らの主人が与えてくれる食糧や衣類に対して支払う一種の『税』なのである。」⁷⁴⁾(ある砂糖工場主の回想録)

「工場のクーリー賦役を課せられた人々は、ほとんどいつも代行者を送っている。土地を耕す農民たちは、自らこの労働に従事することは決してない。」⁷⁵⁾(プガロンガンのウォノプリンゴ工場主)

これらの記述から、隷属民が負っていた労働の一端が明らかとなる。つまり、隷属民は、主人宅での雑業のみならず、主人に課せられた諸賦役(国家賦役や工場クーリー)を代行したり、主人の持分地の農作業にも駆り出されているのである。

以上、隷属民の構成とその多様な存在形態を指摘してきた。そこで、強制栽培期の隷属民の存在をさしあたり次のように考えておきたい。第一に、当該期の隷属民は、旧マタラム社会の身分階層制において最底辺に位置した農民層にその系譜を持つと考えられることである。少なくとも、当該期の農民層の近代的分解の中で堆積してきた土地なし農民とは考えられない。第二には、土地保有農民と隷属民は、人格的依存関係を通じて私的に結び付いているが、同時にこの段階になると、隷属民(少なくともその一部)は共有地分配や賦役負担によって、上級権力や村落共同体から公的にも掌握されている。この点では、旧来の身分関係に一定の変容が認められる。換言すれば、植民地当局は、隷属民を労働力調達のための追加的給源として利用したのであり、強制栽培で安定的に労働力を確保するための、いわば安全弁の役割を担わされたとも言えよう⁷⁶⁾。旧マタラム社会の身分階層制は、植

69) *Monografie van Poerwadade.*

70) *Monografie van Wringin Anom.*

71) *Monografie van Kaliebagor.*

72) *Monografie van Kemanglen.*

73) Breman, J. C., *Control of Land*, *op. cit.*, p. 12.

74) *Ibid.*, p. 21.

75) Knight, G. R., "Peasant Labour", *op. cit.*, p. 256.

76) 周知のように、強制栽培制度が実施された当初、甘蔗と米作の輪作という特異な栽培方法の導入とともに、賦役負担者を増やすために、一部の地方

民地支配下で崩壊することなく、むしろ擬制的に存続したのである。

IV. おわりに

以上、本稿では、ウムフローヴェ史料を主な素材として、強制裁培期における砂糖生産地帯の労働力編成、とくに賦役労働の諸形態と、その賦役を担う農民諸階層、とりわけ近年注目されている隷属民の存在形態を中心に検討してきた。そこで、本稿で明らかにしえた諸点をふまえて、直接生産者農民に対する当該段階の植民地支配の特質を、さしあたり以下のように捉えておきたい。

第一に、植民地当局が支配の基軸に捉えたのはあくまで土地保有農民であり、彼らを賦役負担の中心部隊、つまり主たる労働力の給源としたことである。したがって、土地共有化政策もそのための一環として把握されねばならず、既に旧稿で指摘したように、この点では農民層分解抑止政策が支配の基調であった。ただし、土地共有制の地方でも、土地保有農の間に身分資格に由来する階層格差が存在しており、その中の有力農民が植民地社会末端の支配者層として

定置されている。

第二には、土地保有農民とともに、農民身分序列の最下層に位置する隷属民も一定の比重をもって存在することが、今回利用した史料から明らかとなった。彼ら隷属民は、土地保有農に私的に従属して賦役・雑役や農作業まで強いられるが、同時に植民地当局が調整する必要労働量に応じて、公私両面で義務負担慣行の部分的改編を迫られている。植民地当局による労働力の安定的確保が、これによって図られるのである。在来の身分階層制そのものに、植民地支配の論理が浸透していると言ってよい。

したがって、先行研究の評価に関して言えば、オンホッカム、ブレマン、エルソン、ナイトらの農村社会構造分析は、「伝統的農村社会像」批判、「農民均質化論」批判としてはいずれも優れているが、しかし彼らの言う「階層化した農民諸層」の歴史的起源や性格が曖昧にされているために、僅かにオンホッカムの前掲引用箇所を除けば、植民地支配による農民層再編（労働力編成）の段階的特質も正確に把握できていないと言わざるを得ないのである。

(未完)

で定期割替の土地共有制が導入・強化された。したがって、強制裁培制度の初期段階（1830年代）にあつては、土地を持たぬ隷属民の中にも持分地を与えられ、身分変更を伴って土地保有農民と同等の義務負担を課せられた者もいるだろう。しかし、ウムフローヴェ史料には、この点の記述が全くなく、実態をつかむことはできない。1850年代の状況から判断して、たとえ1830年代に隷属民の土地保有農民への上昇＝身分変更がみられたとしても、それはあくまで部分的なものであったと考えられる。